

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第129期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 當 舍 裕 己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京(6273)3208
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 鮎 子 田 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京(6273)3208
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 鮎 子 田 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	94,843	83,320	81,334	84,843	89,179
経常利益 (百万円)	7,655	5,105	4,631	4,701	3,455
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,659	3,885	4,243	4,685	3,788
包括利益 (百万円)	497	4,607	4,780	4,814	1,939
純資産額 (百万円)	65,285	68,774	69,237	73,077	73,428
総資産額 (百万円)	230,278	203,969	210,237	222,435	231,088
1株当たり純資産額 (円)	587.51	619.18	653.29	689.25	692.63
1株当たり当期純利益 (円)	32.97	35.01	38.53	44.28	35.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	28.3	33.7	32.9	32.8	31.7
自己資本利益率 (%)	5.6	5.8	6.2	6.6	5.2
株価収益率 (倍)	13.56	13.91	13.21	8.42	8.66
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,804	11,075	12,117	14,549	13,079
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,551	12,788	15,399	21,202	14,840
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,475	27,242	3,350	5,826	6,234
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	14,326	10,719	10,536	9,826	14,208
従業員数 (名)	619	626	622	629	646
〔外・平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第128期の期首から適用しており、第127期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	78,105	70,043	68,516	72,753	77,298
経常利益 (百万円)	7,344	5,528	3,010	4,586	3,177
当期純利益 (百万円)	5,559	4,743	1,881	4,541	2,940
資本金 (百万円)	13,092	13,092	13,092	13,092	13,092
発行済株式総数 (株)	111,075,980	111,075,980	111,075,980	111,075,980	111,075,980
純資産額 (百万円)	54,151	58,644	56,646	60,684	60,082
総資産額 (百万円)	145,701	136,183	142,170	151,825	157,436
1株当たり純資産額 (円)	487.98	528.47	535.37	573.53	567.85
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	10.00	15.00	12.00
(内1株当たり中間配当額)	(5.00)	(5.00)	(5.00)	(5.00)	(5.00)
1株当たり当期純利益 (円)	50.09	42.75	17.08	42.92	27.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.2	43.1	39.8	40.0	38.2
自己資本利益率 (%)	10.5	8.4	3.3	7.7	4.9
株価収益率 (倍)	8.92	11.39	29.80	8.69	11.16
配当性向 (%)	20.0	23.4	58.5	34.9	43.2
従業員数 (名)	146	149	147	152	160
株主総利回り (%)	71.9	79.7	84.7	65.7	57.7
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	664	545	680	605	402
最低株価 (円)	387	347	440	364	255

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
3 第128期の1株当たり配当額には、創立120周年記念配当5円を含んでおります。  
4 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 2【沿革】

- 1899年7月 飯野商会として発足。
- 1918年12月 飯野商事株式会社を設立。
- 1922年4月 飯野汽船株式会社を設立、飯野商事株式会社請負の海上輸送を分離継承。
- 1929年2月 当社最初のタンカー第一鷹取丸(1,266重量トン)竣工。
- 1931年8月 本格的な外航タンカー富士山丸(初代13,586重量トン・18ノット)竣工。
- 1941年3月 飯野商事株式会社を飯野海運産業株式会社に商号変更し、さらに飯野汽船株式会社と合併。
- 1942年4月 船舶運営会による我が国全船舶の国家使用・船員徴用が決定され、当社も指定を受ける。
- 1944年4月 飯野海運産業株式会社を飯野海運株式会社と改称。
- 1949年5月 東京証券取引所に上場。なお、1952年10月迄に順次大阪証券取引所他6証券取引所に上場した。
- 1950年4月 船舶運営会廃止、当社完全自営に復帰。
- 1953年3月 飯野不動産株式会社を設立。
- 1960年10月 飯野ビルディング完成にともない東京都千代田区内幸町二丁目1番1号に本社移転。
- 1964年3月 海運集約に際し、定航部門を分離して新たに設立した飯野汽船株式会社に譲渡し、これと川崎汽船株式会社とが合併した。
- 1974年3月 イイノマリンサービス株式会社を設立。船舶管理業務を行う。
- 1979年12月 泰邦商事株式会社を設立。仲立業及び舶用品販売業務を行う。
- 1983年7月 泰邦マリン株式会社を設立。倉庫業を行う。
- 1986年11月 光洋汽船株式会社を買取り。
- 1986年12月 有償第三者割当増資を実施し資本金78億円となる。
- 1987年6月 事業の拡充と経営の多角化に備え、定款に事業目的の一部を追加。
- 1989年8月 船舶保有を目的とした海外子会社LODESTER NAVIGATION S.A.を設立。
- 1990年3月 有償株主割当増資を実施し資本金107億円となる。
- 1997年5月 株式会社イイノ・メディアプロを設立。貸フォトスタジオ「イイノ・広尾スタジオ」の運営。
- 1997年10月 飯野不動産株式会社と合併。
- 1999年10月 泰邦商事株式会社をイイノエンタープライズ株式会社と改称。
- 2002年4月 貸フォトスタジオ「イイノ・南青山スタジオ」竣工。
- 2003年9月 当社グループが運航管理を行う大型LNG船SK SUNRISE(68,415重量トン)竣工。
- 2003年10月 ドバイ駐在員事務所開設。
- 2004年4月 営業活動の拡大を目的に、ロンドンに現地法人IINO UK LTD.を設立。
- 2004年6月 コーポレートガバナンスの体制強化のため、執行役員制度を導入。
- 2004年12月 公募増資と有償第三者割当増資を実施し資本金130億円となる。
- 2006年8月 IINO SINGAPORE PTE.LTD.(2002年4月設立)にて運航業務開始。
- 2007年4月 小型ガスタンカー部門をイイノガストラנסポート株式会社に分社。
- 2007年7月 イイノガストラנסポート株式会社が光洋汽船株式会社を吸収合併。
- 2007年11月 飯野ビルディング建替え計画に伴い本社事務所移転。
- 2008年8月 営業活動の拡大を目的に、シンガポールに現地法人IINO SHIPPING ASIA PTE.LTD.を設立。
- 2009年3月 飯野ビルディング建設工事に着工。
- 2011年10月 飯野ビルディング開業。本社事務所を飯野ビルディングに移転。
- 2011年11月 本社オフィスが日本初の「LEEDプラチナ認証」を取得。
- 2014年9月 米国ヒューストン事務所開設。
- 2016年3月 飯野ビルディングが東京都環境確保条例における「優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)」に認定。
- 2019年9月 上海駐在員事務所開設。
- 2019年12月 メタノールを燃料として使用可能な2元燃料主機関を搭載したメタノール船CREOLE SUN(49,760重量トン)竣工。
- 2020年3月 英国ロンドンのオフィスビル「BRACON HOUSE」取得  
SOxスクラバー搭載のオイルタンカー富士山丸(五代目 312,499重量トン)竣工。

### 3【事業の内容】

当社グループは、提出会社（飯野海運株式会社、以下当社という。）のほか連結対象子会社58社、持分法適用会社5社及び連結対象外の関係会社9社（2020年3月31日現在）で構成され、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業の3事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付けなどは次の通りであります。

#### （外航海運業）

船舶の運航、貸渡、用船、管理、海運仲立業、舶用品販売及び代理店業を行っております。

主な関係会社

- （運航及び貸渡） AZALEA TRANSPORT S.A.
- （管理） イイノマリンサービス(株)
- （仲立業及び舶用品販売） イイノエンタープライズ(株)

#### （内航・近海海運業）

船舶の運航、貸渡、用船及び管理を行っております。

主な関係会社

- （運航、貸渡及び管理） イイノガストランスポート(株)

#### （不動産業）

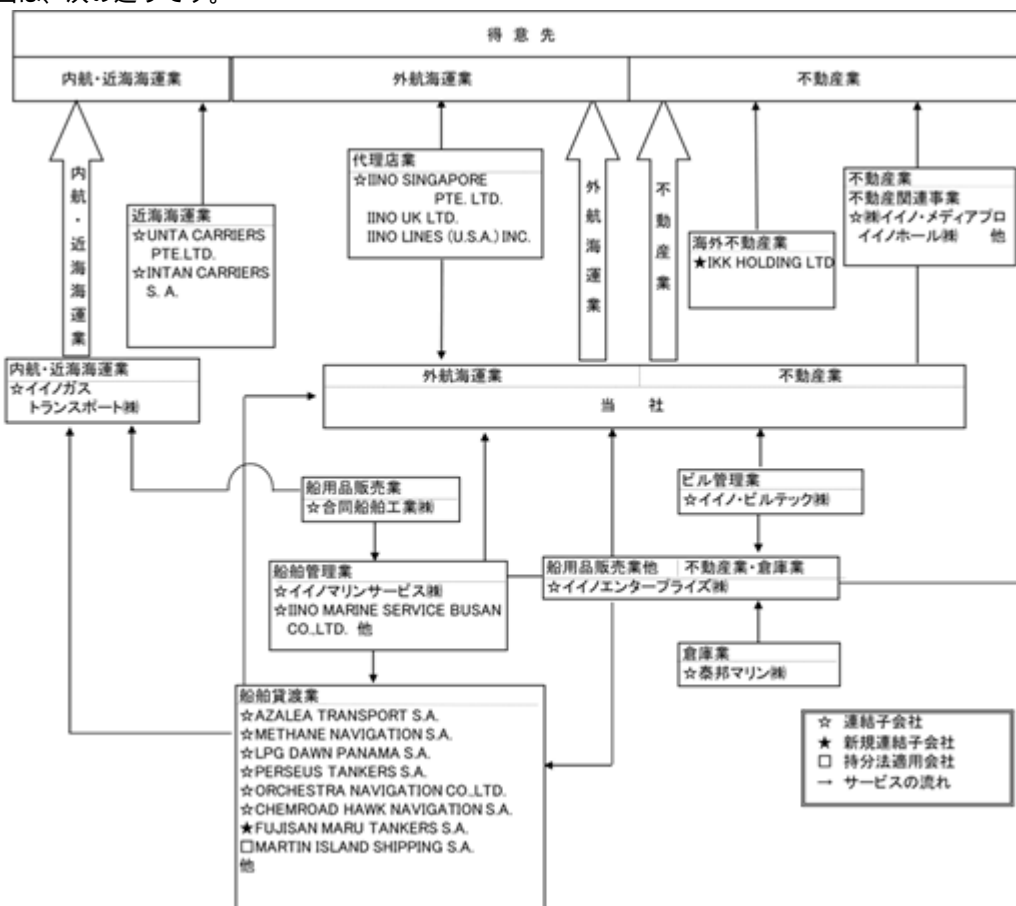
ビルの賃貸、管理、倉庫業及び不動産関連事業を行っております。

主な関係会社

- （管理） イイノ・ビルテック(株)
- （倉庫業） 泰邦マリン(株)
- （不動産関連事業） (株)イイノ・メディアプロ
- （海外不動産業） IKK HOLDING LTD

（注）2020年1月に設立したIKK HOLDING LTDは決算日を12月31日とする特定子会社であり、同社財務諸表の当社連結財務諸表への反映は翌第1四半期連結会計期間からとなります。

事業の系統図は、次の通りです。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
(連結子会社) イノガストラנסポート 株式会社	神戸市 中央区	99	内航・近海 海運業	100.00	1名	有	-
イノエンタープライズ株式会社	千代田区	50	外航海運業	100.00	1名	-	当社扱い船の燃料・潤滑油 等の仲介及び手配をしてお ります。
イノマリンサービス株式会社	千代田区	10	外航海運業	100.00	3名	有	当社支配船腹の管理を主に しております。
株式会社イノ・メディアプロ	渋谷区	50	不動産業	100.00	1名	-	当社貸スタジオを賃借し、 運営しております。
泰邦マリン株式会社	港区	10	不動産業	100.00 [83.33]	1名	-	-
イノ・ビルテック株式会社	千代田区	40	不動産業	100.00	1名	-	当社賃貸ビルの管理をして おります。
日本液化ガス輸送株式会社	港区	10	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	1名	有	-
合同船舶工業株式会社	神戸市 東灘区	40	外航海運業	100.00	1名	-	当社扱い船の船用品等の手 配をしております。
IINO SINGAPORE PTE,LTD.	シンガポ ール	520千SG\$	外航海運業	100.00	-	-	当社支配船腹の運航受託を しております。
AZALEA TRANSPORT S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	-	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
GIGA ENTERPRISE S.A.	パナマ	466	外航海運業	100.00	1名	-	LNG船プロジェクトに出資 しております。
LODESTAR NAVIGATION S.A.	パナマ	3	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
METHANE NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	82.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMICAL FRONTIER S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	-	-
EL DORADO CARRIERS S.A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SCP TANKERS S.A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	2名	-	-
KP LINES S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
JP LINES S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	-	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
NESTOR LINES S.A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	1名	-	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SERPENT'S MOUTH CARRIERS S.A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
RED SEA MARINE S.A.	パナマ	100千US\$	外航海運業	90.00	2名	-	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMROAD ECHO NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
GREEN ISLAND SEA SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	パナマ	83千US\$	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
IINO SHIPPING ASIA PTE.LTD.	シンガポ ール	12,200千US\$	外航海運業	100.00	-	-	-
CHEMROAD WING NAVIGATION S.A.	パナマ	90千US\$	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
ROSEATE VOYAGE S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
NEW WORLD SHIPPING S.A.	パナマ	8	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
COASTARINA NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
AMARYLLIS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
IINO MARINE SERVICE BUSAN CO.,LTD.	韓国	300,000千W	外航海運業	100.00 [100.00]	2名	-	当社支配船腹の管理を主に しております。
LPG DAWN PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
POLESTAR SHIPPING NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SOUTHERN CROSS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	-	当社への船舶の貸渡をして おります。
CASSIOPEIA TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
OCEAN HORIZON PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG LOTUS PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
CREEK SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	-	当社への船舶の貸渡をして おります。
PERSEUS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HIBISCUS NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SKYLINE SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG SAPPHIRE PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SPICA SHIPHOLDING CO.,LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	シンガ ポール	1,500千US\$	内航・近海 海運業	100.00	-	-	-
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
PLANET SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
RAINBOW SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
INTAN CARRIERS S.A.	パナマ	100千US\$	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	-	-	-
ORCHESTRA NAVIGATION CO.,LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
CHEMROAD HAWK NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
NEW STAR TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
FUJISAN MARU TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	-	当社への船舶の貸渡をして おります。
MORNING GLORY TRANSPORT S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
IKK HOLDING LTD	イギリス	24,001千	不動産業	100.00	1名	-	不動産の所有、賃貸をして おります。
(持分法適用関連会社)							
JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	外航海運業	50.00	1名	-	当社へ船舶の貸渡をして おります。
ALLIED CHEMICAL CARRIERS LLC	リベリア	1千US\$	外航海運業	50.00	-	-	船舶の運航をして おります。
TAKARABUNE SHIP MANAGEMENT S.A.	パナマ	10千US\$	外航海運業	50.00	1名	-	LNG船の船舶管理をして おります。
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	50.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をして おります。
NORTHERN LNG TRANSPORT CO., LTD.	ケイマン	48,000千US\$	外航海運業	37.00	-	-	-

(注) 1 主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。

- 2 議決権の所有割合欄の[内書]は、間接所有割合であります。
- 3 新規連結子会社IKK HOLDING LTDは特定子会社に該当します。



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	226
内航・近海海運業	215
不動産業	154
全社(共通)	51
合計	646

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
160	37.7	13.2	9,542

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	102
内航・近海海運業	-
不動産業	14
全社(共通)	44
合計	160

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数には、他社出向在籍者は含まれておりません。

### (3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は、飯野海運労働組合と称し、労働条件に関する事項の交渉は同組合と会社間において行われております。

海上従業員は、全日本海員組合に加入しており、労働条件に関する基本的事項の交渉は同組合と当社の所属している「日本船主協会」内に設置されております「外航労務部会」との間で行われております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は事業の基盤である」との認識のもとに、よいサービスと商品を社会に適正な利潤を得て安定的に供給すると共に、すべてのコストについて不断の削減につとめ、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行にあたっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

#### (核となる事業)

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが2017年4月に策定した前中期経営計画「Be Unique and Innovative. 創立125周年(2024年)に向けて」(計画期間:2017年4月~2020年3月、以下「前計画」という)では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、3つの重点強化策として、「更なる差別化の追求」、「安定収益の盤石化」及び「次世代ビジネスへの挑戦」に取組みました。「更なる差別化の追求」としては、オイルタンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努めました。「安定収益の盤石化」としては、不動産業でのターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業を推進すると共に、ケミカルタンカーの中東シェアの維持・拡大に努めました。また、「次世代ビジネスへの挑戦」としては、英国ロンドンのオフィスビルを取得し、メタノールを推進燃料とすることができる当社初の2元燃料主機関搭載船を建造しました。

前計画では海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力して参りましたが、当社グループはこの度、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据え、3か年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」(計画期間:2020年4月~2023年3月、以下「本計画」という)を策定しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げます。本計画において当社グループは、前計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである“IIINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IIINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV)を目指して参りたいと考えております。

本計画において、当社グループは、「共通価値の創造を目指して」をテーマとし、新たな3つの重点強化策として、「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行します。重点強化策とするに当たって認識した課題、具体的な取組みについては以下の通りです。

#### グローバル事業の更なる推進

増大する三国間輸送需要の取り込みに向けた海外展開への対応を重要課題として認識していることから、「グローバル事業の更なる推進」を重点強化策とします。具体的にはケミカルタンカーにおける既存の中東航路以外の航路進出に向けての取組み強化やガスキャリア・ドライバルクキャリアにおける海外顧客への営業展開の加速等を図り、更にはグローバル体制を支える組織力の強化を推進します。

#### 安定収益基盤の更なる盤石化

ボラタリティの大きい海運業の収益安定化及び顧客・社会のニーズが多様化する不動産業への対応を重要課題として認識し、「安定収益基盤の更なる盤石化」を重点強化策とします。具体的には不動産業において長期的視野での安定収益源となる都心基幹物件の獲得や海外・地方物件への進出に取組むと共に、オイルタンカーやLPGキャリアにおいて定期的な船体整備を実施します。

#### サステナビリティへの取組み

地球環境・社会課題・新規ビジネスへの対応も重要課題として認識しており、「サステナビリティへの取組み」を重点強化策とします。具体的には社会的価値の創造に向けて、環境負荷低減に資する資産への投資や次世代燃料船への取組み強化、新規ビジネスへの開拓等を推進します。

更に、環境・社会を意識した経営を進めるべくESG・SDGsへの対応を強化し、デジタル基盤を整備し新たな価値を創造すべくデジタルトランスフォーメーションの推進も加速させます。

また、足元では新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下、「感染症」という）の拡大に収束の目途が立っておらず、更に感染症が拡大する可能性も否定できないことから、今後の世界経済、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続く見込みであり、感染症が今後、世界経済に与える影響を厳しく受け止めております。

当社グループとしては感染症への対応として、海運業においては安全・安定的な海上輸送を止めず、社会インフラとしての役割を果たすこと、不動産業においては感染症対策を徹底し、安全なオフィス空間の提供を継続することを社会的使命と考えております。

安全・安心を支える当社グループの役職員及び本船乗組員の安全確保・感染防止に注力し、社会的使命を果たす為に、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制を国内外の拠点で確立します。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の最小化、乗船者への検温実施等を実施する他、乗組員に対する支援としては精神的支援の積極的実施、配乗交代の円滑化への取組み等を実施します。

なお、本計画の詳細及び感染症に対する当社対応につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

## 2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下の通りであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業及び不動産業の事業活動におきましては、船舶の就航水域・寄港地・入渠地、市場、契約先の属する国や地域、プロジェクト等の投資地域等全ての事業地域で、政治情勢、経済情勢、社会的な要因、自然災害や人災等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。具体的なリスクとしては以下のようなものがあります。

### (1) 船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスク

当社グループは「安全の確保が事業の基盤」を経営理念の第一に掲げ、事業に使用する船舶や建物での安全優先を経営上の使命としています。各事業部門に共通する安全対策については毎月一回開催される「安全環境委員会」にてレビューされ、さらに海運業においては国際的な基準に基づいた品質管理マネジメントシステムを導入し、また「安全管理委員会」を定期的に開催して事故防止や安全対策の徹底に努め、緊急事態にも対応できる体制を構築しております。しかしながら、もし船舶や建物での不測の事故が起こり人命・財産に関わる重大な事故や事件が発生した場合、あるいは油濁等の環境汚染や所有不動産に土壌汚染が認められ搬出や浄化の必要が生じた場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

### (2) 海運市況・不動産市況の変動によるリスク

当社グループは海運市況や不動産市況の一時的な変動に左右されないよう、中長期契約を主体として安定的な営業収益の確保に努めておりますが、海運業においては中長期契約の更改時期やスポット運航を余儀なくされる場合に、海上輸送量の増減や競争の激化、又は船腹需給のバランス等の影響により、運賃収入及び貸船料収入等が大きく変動する可能性があります。不動産業においては、当社グループは東京都心部のオフィスビルを中心に不動産資産を保有しており、不動産市況の動向、特に東京都心のオフィス市場の空室率が変動する等の場合、賃貸料収入等が大きく変動する可能性があります。以上の結果、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、前述の営業収益の安定策には市況変動によるリスクをある程度軽減する一方、市況が逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

### (3) 資産価格の変動に関するリスク

当社グループの保有する資産（船舶、土地、建物、投資有価証券等）には、経済状況、市況の変動等の要因で資産価格に変動がある可能性があります。当社グループは四半期に一度、減損の兆候がある資産の把握をする等、資産価格や市況の大きな変動を注視しております。しかしながら、想定外の当該資産の売却等に伴う損益の実現や、減損損失の認識等により、当社グループの業績、株価及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 他社との競合によるリスク

当社グループは海運業及び不動産業において、国内外で多くの企業と競合関係にあります。国内及び海外で幅広い顧客に営業展開をする等、本リスクの軽減に努めておりますが、他企業とのサービス・価格競争が激化した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

### (5) 燃料油価格の変動によるリスク

海運業においては、当社グループが購入する船用燃料油の価格は原油の需給バランスや産油国・地域の情勢等により変動しますが、補油地域・時期の分散や減速航海の実施等による燃料油の消費量節減、荷主との燃料油価格変動調整条項の合意等の対策を講じ、業績に与える影響を軽減するよう努めております。しかしながら、燃料油価格の著しい変動等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

### (6) 船舶・不動産の稼働状況に関するリスク

当社グループが使用する船舶や建物等においては天災、人災による事故、粗悪油やその他の不測の事態により、想定外の不稼働が発生する可能性があります。その他、不動産業においてはオフィス賃貸借契約の未更新や中途解約その他の事由等により不稼働が発生する場合があります。不稼働損失保険への加入や解約予告期間を長期に設定すること等で本リスクを軽減するよう努めておりますが、想定外の不稼働が発生した場合に当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

### (7) 船舶の売却や中途解約等におけるリスク

海運業においては、海運市況の動向や船舶の新技術開発・導入による既存船舶の陳腐化、安全・環境規制その他の諸規則の変更等による船舶の使用制限等により、当社グループが保有する船舶を売却する場合や、当社グループが用船する船舶の用船契約を中途解約する場合があります。市場の動向を見極めた売船、自社保有や用船といった船舶の

保有形態のバランスを適切に保つこと等により本リスクの低減に努めておりますが、想定外の売船や用船契約の途中解約が発生した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

#### (8) 為替の変動によるリスク

当社グループの事業のうち海運業においては外貨建費用に比べ外貨建収入が多く、為替レートの変動が損益に影響を与える状況にあります。また設備投資においては、外貨建の投資も多くあります。そのため、費用のドル化を進めるとともに、為替予約や通貨スワップ等のヘッジ取引により、為替レート変動の影響を軽減するよう努めております。しかしながら、為替レートが大きく変動した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。なお、前述のヘッジ取引には為替レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

#### (9) 金利変動によるリスク

当社グループは、船舶や不動産等の取得に要する設備投資及び事業活動に要する運転資金に内部資金を充当する他、外部からも資金を調達しております。この外部資金には変動金利で調達している部分があり、金利情勢を勘案の上、金利の固定化等により、金利変動による影響を軽減するよう努めておりますが、将来の金利変動によって資金調達コストが変動し、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、このような金利固定化等の取引には金利レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、金利レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性と固定化した期間中に条件の変更を余儀なくされた場合、解約料を負担することがあります。

#### (10) 規制の実施・改廃等によるリスク

当社グループが使用する船舶の建造・登録・運航は、各種の国際条約による法的規制や、近年の環境保護や安全重視の高まりに起因する特定顧客及び船級協会等の規則や規制等の影響を受けます。その他の事業分野を含め、今後の事業活動の展開にあたって法的規制、特定顧客及び船級協会等の規則や規制等が新たに実施又は改廃された場合、それらに対応するためのコストの増加、当事業からの撤退や遵守できなかった場合の事業活動の制限等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

#### (11) 世界各地域の政治情勢、経済情勢、社会的な要因等によるリスク

当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における政治情勢、経済情勢、社会的な要因等により影響を受ける可能性があり、具体的には以下のようなリスクがあります。これらリスクに対しては当社グループ内外からの情報収集活動等を通じ、その予防と回避に努めておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

- (ア) 政治的又はインフレ等の経済的要因
- (イ) 事業・投資許可、税制、会計基準、為替管理、安全、環境、通商制限、私的独占の禁止等に関する公的規制とその改廃、商慣習、実務慣行、解釈
- (ウ) 他社との合併事業・提携事業の動向
- (エ) 事故、火災、戦争、暴動、テロ、海賊、伝染性疾患の流行、ストライキその他の要因による社会的混乱

#### (12) 世界各地域の自然災害及び二次災害並びにそれらに付随する風評被害によるリスク

新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「感染症」という）の世界的な拡大を受けて世界経済は総じて急速に悪化しました。当社グループは感染症が今後の世界経済・事業環境に与える影響を厳しく受け止めており、収束時期や収束状況によっては海上輸送量の減少やオフィス市場における空室率の上昇といった事態を引き起こし、当社グループの事業活動に対して大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループは感染症への対応として、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制の確立に努めています。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の最小化、乗船者への検温実施等を実施する他、乗組員に対する支援としては精神的支援の積極的実施、配乗交代の円滑化への取組み等に努めています。

また、当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における感染症以外の自然災害及びその二次災害によっても影響を受ける可能性があります。特に、当社グループ本社所在地であり保有する不動産資産が集中している首都圏や東日本において自然災害及びその二次災害が生じた場合は、当社グループの事業活動全般に大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、自然災害及び二次災害に付随する風評被害が当社グループの事業活動全般に影響を及ぼす可能性もあります。当社グループでは、感染症を含む自然災害及びその二次災害発生時にも、可能な限りの事業継続を図るため、これらの事態を想定したBCP（事業継続計画）を策定しておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

#### (13) 取引先の倒産等に関するリスク

当社グループは、取引先と締結した用船契約・不動産賃貸借契約に基づき営業収益を確保しております。取引先との信用状態は契約締結時及び履行途中に調査しておりますが、輸送契約先、貸船契約先、借船契約先、テナント契約先等の取引先が抱えるリスクにより倒産等の不測の事態があった場合、当社グループにおいて不良債権の発生や、契約の中途解約、借船元の船舶差し押え・競売等が発生することが予想され、これら損失の額によっては、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

#### (14) 投資計画の進捗に関するリスク

当社グループは、海運業においては船隊整備、不動産業においてはビル建設等に関する投資を計画しておりますが、今後の海運市況や不動産市況、金融情勢、造船会社や建設会社の動向等によって、これらが計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

#### (15) 情報・会計システムに関するリスク

地震等の自然災害、外部からの予期せぬ不正アクセスやコンピューターウイルス侵入等、また新システムの導入・新規機能の追加時に情報・会計システムに障害が発生した場合、業務が遅延・停止する可能性があります。日々高度化する本リスクへの対応として、適切な情報セキュリティ対策等を行っておりますが、顧客への情報提供及び業務処理が滞ることとなった場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

#### (16) 中期経営計画に基づく経営目標が達成できないリスク

当社グループは2020年4月に3カ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」を策定し、達成に向けて取り組んでおります。しかし、本中期経営計画は、様々な外的要因により影響を受ける可能性があり、当初の目標を達成できない可能性があります。

上記は当社グループが事業を継続する上で、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績等の概要

##### (1) 業績

当連結会計年度（以下、「当期」という）の世界経済は、米国の通商政策や各国経済の低迷により総じて減速基調で推移し、当期末にかけて新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下、「感染症」という）の世界的な拡大で減速傾向がさらに強まりました。米国では、中国との通商問題の緩和や個人消費の増加等から景気は緩やかな回復基調にありましたが、感染症の影響により下振れのリスクが高まりました。欧州では、独国の製造業の落ち込みや英国のEU離脱問題を巡る混乱に加えて、感染症の影響から景気は急速に減速しました。中国では、感染症の影響で経済活動が大幅に縮小し、景気は顕著に減速しました。

わが国経済は、雇用・所得の環境改善が続いていましたが、当期末にかけて感染症の影響により大幅に落ち込みを見せ、先行き不透明な状況となりました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、オイルタンカーや大型ガスキャリアでは堅調に推移しました。しかしながら、ドライバルクキャリアでは感染症の影響もあり、当期末にかけて不透明感が強まりました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改への取り組みをはじめとして、効率配船及び運航採算の向上を図りました。不動産業においては、一部事務所テナントの移転に伴い空室が生じていた飯野ビルディングで、新規テナントの入居が開始される等、収益は改善に向かいました。

以上の結果、売上高は891億79百万円（前期比5.1%増）となりました。外航海運業においては増益となったものの、内航・近海海運業及び不動産業においては減益となったため、営業利益は39億76百万円（前期比16.8%減）、経常利益は34億55百万円（前期比26.5%減）となりました。また、売船市場の動向を見極め老齢船の処分を行い、固定資産売却益（特別利益）を計上したこと等から親会社株主に帰属する当期純利益は37億88百万円（前期比19.1%減）となりました。

各セグメント別の状況は次の通りです。

##### 外航海運業

当期の外航海運市況は以下の通りです。

オイルタンカー市況は、当期初においては製油所の定期修繕に伴う需要の落ち込み等の影響で低迷していましたが、夏場以降、サウジアラビア石油施設への攻撃による被災及び米国によるイラン産原油の輸送に従事した中国船社への制裁等により高騰しました。冬場にかけても、需要期入りやSOx規制対応に伴う船腹供給の引き締め等から市

況は高い水準で推移しました。当期末には感染症の影響で原油需要低下により一時市況は落ち込んだものの、OPECプラスの協調減産体制の決裂、サウジアラビアの増産への方針変更により原油価格が急落した影響で洋上備蓄需要が高まったこと等から市況は再び高騰しました。

ケミカルタンカー市況は、中東域での地政学的リスクや世界経済の減速の影響等により低調に推移していましたが、秋口よりオイルタンカー市況の上昇やSOx規制対応のための燃料油の切り替えに伴う燃料コストの上昇に引きずられる形で市況も上昇した影響等により回復基調となりました。しかしながら、当期末には感染症の影響等により荷動きが減少し、市況は若干弱含みしました。

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリア市況は、夏場以降、米国からアジア向け裁定取引の活発化や、季節的要因による滞船等により船腹需給が引き締まったこと等から上昇しました。当期末にかけ輸送需要の減少により市況が弱含む場面はあったものの、燃料費下落の影響もあり、市況は概ね好調に推移しました。LNGキャリア市況は、一部軟調な局面があったものの、夏場および冬場のエネルギー需要期に例年通り輸送需要が見られ、概ね堅調に推移しました。

ドライバルクキャリア市況は、貿易摩擦やブラジルの鉱山ダム事故等の影響が前年から継続し、軟調な幕開けとなりました。夏場から秋口にかけては、南米出し鉄鉱石や穀物の荷動きが増加し、一旦市況は好転しましたが、SOx規制発効を前に冬場以降から再び下落しました。更にはアジアでの旧正月による減速に加え、感染症の影響による経済活動の縮小もあり、市況が低迷する中で当期末を迎えました。

なお、当期における当社グループの平均為替レートは¥109.13/US\$（前期は¥110.67/US\$）、船舶燃料油価格についてはC重油380cStの平均価格はUS\$412/MT（前期はUS\$430/MT）、適合燃料油の平均価格はUS\$598/MT（前期は使用せず）となりました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業の概況は以下の通りとなりました。

オイルタンカーにおいては、支配船腹を引き続き長期契約に投入しておりましたが、第1四半期中に入渠船があった影響等から損益は悪化しました。また、当期末には当社初のSOxスクラバーを搭載したVLCCが竣工しました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州向け及びアジア向けの数量輸送契約に加え、北アフリカからの燐酸液やスポット貨物を積極的に取り込むことにより稼働の維持に努めました。当社と米国オペレーターとの合弁事業においても、既存船から燃費の良い船への代替を進め、数量輸送契約やスポット貨物の集荷により効率的な配船に努めました。また、サステナビリティへの取り組みとして、従来の重油のみならず、メタノールを推進燃料とすることが可能な当社初の2元燃料主機関搭載船が竣工し、長期契約に投入されました。

大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリア及びLNGキャリア共に既存の中長期契約へ継続投入することで安定収益を確保したことに加え、LPGキャリアの一部が好市況を享受しました。

ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼働しました。ポストパナマックス船については、市況上昇のタイミングを捉えた配船や数量輸送契約に投入し採算改善に努め、ハンディ船については、短期貸船により市況エクスポージャーの低減も図りつつ、契約貨物を中心に効率配船に努めました。その結果、ポストパナマックス船及びハンディ船では運航採算は市況と比較し堅調に推移しましたが、市況悪化の影響を完全に避けることはできませんでした。

以上の結果、外航海運業の売上高は683億91百万円（前期比5.4%増）、営業利益は6億51百万円（前期比11.8%増）となりました。

#### 内航・近海海運業

当期の内航・近海海運市況は以下の通りです。

内航ガス輸送の市況は、夏場のLPG不需要期及び暖冬の影響で出荷は低調に推移したものの、製油所間転送需要は底堅く、堅調に推移しました。石油化学ガスもプラントの定期修繕及び設備検査等に伴い出荷は低調に推移しましたが、業界全体として修繕期間中の洋上ストレージ需要及び船員不足に伴う稼働隻数の減少も影響し、船腹需給は均衡して推移しました。

近海ガス輸送の市況は、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量がプラントの定期修繕等に伴い低調であったため、軟調に推移しました。また、5,000m<sup>3</sup>型高压ガス船において余剰が生じたため、当社が主力とする3,500m<sup>3</sup>型高压ガス船の市況も軟化しました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海海運業の概況は以下の通りとなりました。

内航ガス輸送においては、LPGの季節的要因による輸送量減少と石油化学ガス出荷プラントの定期修繕及び設備検査等による出荷量減少の影響を受けましたが、中長期契約に基づく安定的な売上確保と効率配船の実施に努めました。しかしながら、当期に入渠工事が重なった影響により減益となりました。

近海ガス輸送においては東南アジアの荷動きが軟調で市況下落の影響はありましたが、定期用船契約を締結していることで、安定した貸船料収入を維持することができました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は92億44百万円（前期比1.9%減）、営業利益は5億70百万円（前期比38.5%減）となりました。

#### 不動産業

当期の不動産市況は以下の通りです。

都心のオフィスビル賃貸市況は、企業の人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により新築及び築年数の経過していない大規模ビルを中心に入居スペースの減少が進み、既存ビルを含めた全体の空室率は低下したこと等から上昇傾向で推移しました。

貸ホール・貸会議室においては、多数の競合施設がある中、厳しい顧客獲得競争が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、広告需要が引き続き堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループの不動産業の概況は以下の通りとなりました。

賃貸ビルにおいては、飯野ビルディングで一部事務所テナントの移転に伴い空室期間が生じましたが、その後の好調なオフィスビル賃貸市況を反映し、新規テナントの誘致に成功しました。一方、この移転時にLED照明の入替工事などを実施し、設備更新費用も増加したこと等から、同ビルは総じて減益となりました。その他の各所有ビルにおいては順調な稼働を維持しました。また、新橋田村町地区市街地再開発事業では、新築建物の鉄骨建方工事に着手しており、現在のところ2021年6月末の竣工を予定しています。

当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、催事の積極的な誘致と映像設備の更新により高稼働を維持していましたが、当期末において、感染症の影響による催事自粛要請により稼働に著しい影響を受けました。

フォトスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、主力のスタジオ部門の稼働が堅調に推移し、安定した収益を確保しました。

また、当社は次世代ビジネスへの取組みの一環として、連結子会社を2020年1月に設立の上、2020年3月に英国ロンドンのオフィスビルを取得しました。なお、同社財務諸表の当社連結財務諸表への反映は、翌第1四半期連結会計期間からとなります。

以上の結果、不動産業の売上高は116億67百万円（前期比9.4%増）、営業利益は27億55百万円（前期比15.8%減）となりました。



(2) キャッシュ・フローの状況

当期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、130億79百万円のプラス（前期は145億49百万円のプラス）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益41億93百万円と減価償却費97億40百万円によるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は148億40百万円のマイナス（前期は212億2百万円のマイナス）となりました。これは主に船舶及び不動産への設備投資を中心とした固定資産の取得による支出177億11百万円が、船舶を中心とした固定資産の売却による収入22億25百万円を上回ったことによるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は62億34百万円のプラス（前期は58億26百万円のプラス）となりました。これは主に長期借入れによる収入330億28百万円が、長期借入金の返済による支出226億90百万円を上回ったことによるものです。

以上の結果、「現金及び現金同等物の当期末残高」は142億8百万円（前期末は98億26百万円）となりました。

尚、現金及び預金のうち約52億円は、決算日を12月31日とする連結子会社2社における固定資産の取得に伴い2020年3月に支出しております。これらの取得資産は翌第1四半期連結会計期間において有形固定資産として計上する予定です。

生産、受注及び販売の実績

この項目は「業績等の概要（1）業績」の記載に含めて記載しております。

## 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、期末日における資産・負債の報告金額及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。当社グループ経営陣は、債権の貸倒、棚卸資産、投資、法人税等、財務活動、退職金、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収益・費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループは、連結財務諸表作成において固定資産の減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りが、特に重要であると考えております。これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りは、中期経営計画等に基づいており、第三者における評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響は、「第5 経理の状況 注記事項（追加情報）」に含めて記載しております。

### (2) 経営成績の分析

#### 損益の分析

当期における売上高は、前期比5.1%増の891億79百万円となりました。なお、各セグメントの売上高の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

営業利益は前期比16.8%減の39億76百万円となりました。なお、各セグメントの営業利益の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

経常利益は、前期比26.5%減の34億55百万円となりました。これは主に受取配当金や為替差益の減少といった営業外収益の減少によるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比19.1%減の37億88百万円となりました。これは主に老齢船の処分に伴い計上した固定資産売却益によるものです。

#### 財政状態の分析

当期末の総資産残高は前期末に比べ86億52百万円増加し、2,310億88百万円となりました。これは主に船舶の竣工による増加や現金及び預金の増加によるものです。

負債残高は前期末に比べ83億1百万円増加し、1,576億60百万円となりました。これは主に借入金の増加によるものです。

純資産残高は前期末に比べ3億51百万円増加し、734億28百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

以上の結果、当期末の連結自己資本比率は31.7%（前期末は32.8%）となりました。

### (3) 流動性及び資金の源泉

#### 資金需要

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業に関わる運航費、船費、借船料と不動産業に関わる管理費、営繕費等の不動産業費用、各事業についての一般管理費等があります。また、設備資金需要としては船舶投資と不動産投資に加え、情報処理の為の無形固定資産投資等があります。

#### 財務政策

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達を行っており、運転資金及び設備資金につきましては、国内、海外子会社のものを含め当社において一元管理しております。

当社グループの主要な事業資産である船舶の調達に当たっては、船主からの中長期用船や裸用船のバランスも考慮に入れ、当社グループ全体の有利子負債の削減を図っております。円建て、米ドル建ての借入金を含む当期末の有利子負債残高（リース債務を除く）は1,263億27百万円となりました。

また、資金調達コストの低減に努める一方、過度に金利変動リスクに晒されないよう、設備資金の借入の大部分について金利スワップなどの手段を活用しております。

当社グループは国内2社の格付機関から格付を取得しており、本報告書提出時点において、日本格付研究所：「BBB+」、格付投資情報センター：「BBB」となっております。また、金融機関には十分な借入枠を有しており、当社グループの事業の維持拡大、運営に必要な運転、設備資金の調達は今後も可能であると考えております。また、国内金融機関において複数年を含む合計180億円並びにUS\$6千万のコミットメントラインを設定しており、流動性の補完にも対応が可能となっております。

キャッシュ・フロー

「業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

- 4【経営上の重要な契約等】  
記載すべき事項はありません。
- 5【研究開発活動】  
記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額17,410百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、買船した船舶への支払11,711百万円と、契約または建造中の船舶への支払3,101百万円を含む合計15,144百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工した船舶への支払い1,054百万円と、契約または建造中の船舶への支払878百万円を含む合計1,977百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に274百万円の設備投資を実施しました。

また、当期において売却した主要な設備の内容は以下の通りです。

セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	載貨重量屯数 (K/T)	前連結会計年度末帳簿価額 (百万円)
外航海運業	船舶	2	48,832	1,349
内航海運業	船舶	1	1,446	33

## 2【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 東京都千代田区他	外航海運業 不動産業	油槽船、LPG船、LNG 船、ドライバルク船 計13隻 飯野ビルディング他 賃貸用建物等	20,026	39,342	7,563	40,955 (27,376)	157	108,043	160

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、器具及び備品であります。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
イイノガストランス ポート(株)他 計4社 兵庫県神戸市 中央区他	内航・近海 海運業 外航海運業	LPG船等 計16隻	6,238	13	1,067	32 (128)	2	7,351	280
イイノエンター プライズ(株)他 計4社 東京都千代田区他	不動産業 外航海運業	賃貸用建物等	-	206	-	625 (7,323)	25	857	146

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産であります。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	リース資産	その他	合計	
METHANE NAVIGATION S.A.他 計8社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業	LNG船等 計5隻	23,739	-	0	460	-	24,198	-
NESTOR LINES S.A. 他 計4社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業	油槽船3隻	3,118	-	1,792	-	-	4,911	-
LODESTAR NAVIGATION S.A.他 計38社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業 内航・近海 海運業	ドライバルク船、 ケミカル船等 計24隻	30,944	-	-	5,731	21	36,696	60

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具、器具及び備品であります。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次の通りです。

#### (1) 重要な設備の新設等

建造中及び取得予定の船舶

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力 (載貨重量吨 数(K/T))
					着手	完了	
外航海運業	船舶	35,241	6,047	自己資金 及び借入金	2019年10月 ～ 2021年3月	2020年3月 ～ 2021年12月	900,176
内航海運業	船舶	4,818	1,067	自己資金 及び借入金	2019年9月 ～ 2020年9月	2020年4月 ～ 2021年9月	4,800

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 外航海運業において2020年3月に取得した船舶1隻については、決算日を12月31日とする連結子会社が保有しており、翌第1四半期連結会計期間において有形固定資産として計上する予定です。

建設中及び取得予定の建物

セグメント の名称	所在地	設備の内容	投資予定額 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定	
						着手	完了
不動産業	東京都 イギリス	複合用途ビル	11,891	3,065	自己資金 及び借入金	2018年4月 2020年2月	2021年6月 2020年3月

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 イギリスにて2020年3月に取得した建物については、決算日を12月31日とする連結子会社が保有しており、翌第1四半期連結会計期間において有形固定資産として計上する予定です。

#### (2) 重要な設備の売却等

セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期	重量吨数 (K/T)
外航海運業	船舶	1,450	2020年度	134,800
内航海運業	船舶	674	2020年度	5,347

#### (3) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	111,075,980	111,075,980		

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年12月28日(注)	1,350	111,075	306	13,092	2,339	6,233

(注) 資本金及び資本準備金の増加は、第三者割当増資によるものです。

発行価格 452円  
資本組入額 226円  
主な割当先 みずほ証券株

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	48	41	162	130	12	7,186	7,579	-
所有株式数(単元)	-	469,164	26,101	214,126	183,093	126	217,456	1,110,066	69,380
所有株式数の割合(%)	-	42.264	2.351	19.289	16.493	0.011	19.589	100.000	-

(注) 自己株式5,269,276株は「個人その他」の欄に52,692単元、「単元未満株式の状況」の欄に76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	千代田区丸の内1丁目2-1	5,264	4.97
飯野海運取引先持株会	千代田区内幸町2丁目1-1	5,107	4.82
株式会社 みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	千代田区大手町1丁目5-5(中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,941	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	4,354	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8-11	3,890	3.67
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目4-1(中央区晴海1丁目8-11)	3,622	3.42
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内(港区浜松町2丁目11番3号)	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	千代田区神田駿河台3丁目6番地の5	2,253	2.12
DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C)(常任代理人 大和証券株式会社)	7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST TOWER, #16-05 AND #16-06 SINGAPORE 018936(千代田区丸の内1丁目9番1号)	2,224	2.10
損害保険ジャパン株式会社	新宿区西新宿1丁目26-1	2,105	1.99
計		36,019	34.04



- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てております。
- 2 2020年3月31日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として確認できません。
- 3 2020年3月31日現在における三井住友信託銀行株式会社の所有株式数には、信託業務に係る株式を含んでおりません。
- 4 2020年3月31日現在における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として確認できません。
- 5 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(特例対象株券等)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2016年10月14日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社については、2020年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式 4,941,500	4.45
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 3,065,500	2.76

また、2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(特例対象株券等)において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社については、2020年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 3,622,000	3.26
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	株式 2,054,500	1.85
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 788,000	0.71

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,269,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,737,400	1,057,374	同上
単元未満株式	普通株式 69,380	-	同上
発行済株式総数	111,075,980	-	-
総株主の議決権	-	1,057,374	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区 内幸町二丁目1番1号	5,269,200	-	5,269,200	4.74
計		5,269,200	-	5,269,200	4.74

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	405	145,619
当期間における取得自己株式	50	15,550

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡し)	-	-	38	11,818
保有自己株式数	5,269,276	-	5,269,288	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社グループは、海運業の業績が市況と為替の動向に大きく左右されますので、財務体質の強化と必要な内部留保の充実及び今後の経営環境の見通しに十分配慮して配当を継続することを基本方針としております。

また、内部留保の資金につきましては、海運業の戦略分野や不動産業の優良物件への投資、設備の維持や改修あるいは新規有望事業への進出に充当したいと考えております。

当社は、中間配当をすることができる旨を定款に定めており、期末配当と合わせて年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお各々の基準日は、期末配当が3月31日、中間配当が9月30日であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年10月31日取締役会決議	529	5.00
2020年6月25日定時株主総会決議	741	7.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役員等の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

なお、当社は、2019年9月26日開催の取締役会決議に基づき、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬諮問委員会」を同年10月23日付で設置いたしました。「指名・報酬諮問委員会」の審議を経ることで、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する手続等の客観性・透明性・公正性を高め、取締役会の監督体制及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させてまいります。

#### (2) 企業統治の体制

##### < 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 >

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名により構成され、重要事項の決議を行うとともに取締役・執行役員職務の執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催しております。また、執行役員による業務執行体制を採用し、取締役会の重要事項に関する意思決定機能と業務執行の監督機能を強化しております。

〔議長〕 當舎裕己(代表取締役社長)

岡田明彦(代表取締役)、小園江隆一、神宮知茂、大谷祐介、遠藤茂(社外取締役)、大江啓(社外取締役)、吉田康之(社外取締役)

監査役会は、常勤監査役1名及び社外・非常勤監査役2名の合計3名により構成され、独立した客観的な立場から、取締役職務の執行の監査等を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。社長執行役員(代表取締役)直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。なお、経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

〔議長〕 橋村義憲(常勤監査役)

山田義雄(社外監査役)、高橋洋(社外監査役)

経営執行協議会は、執行役員12名により構成され、取締役職務の執行が効率的に行われるために、社外取締役を含む取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。経営執行協議会は、原則として毎週開催しております。

〔議長〕 當舎裕己(社長執行役員)

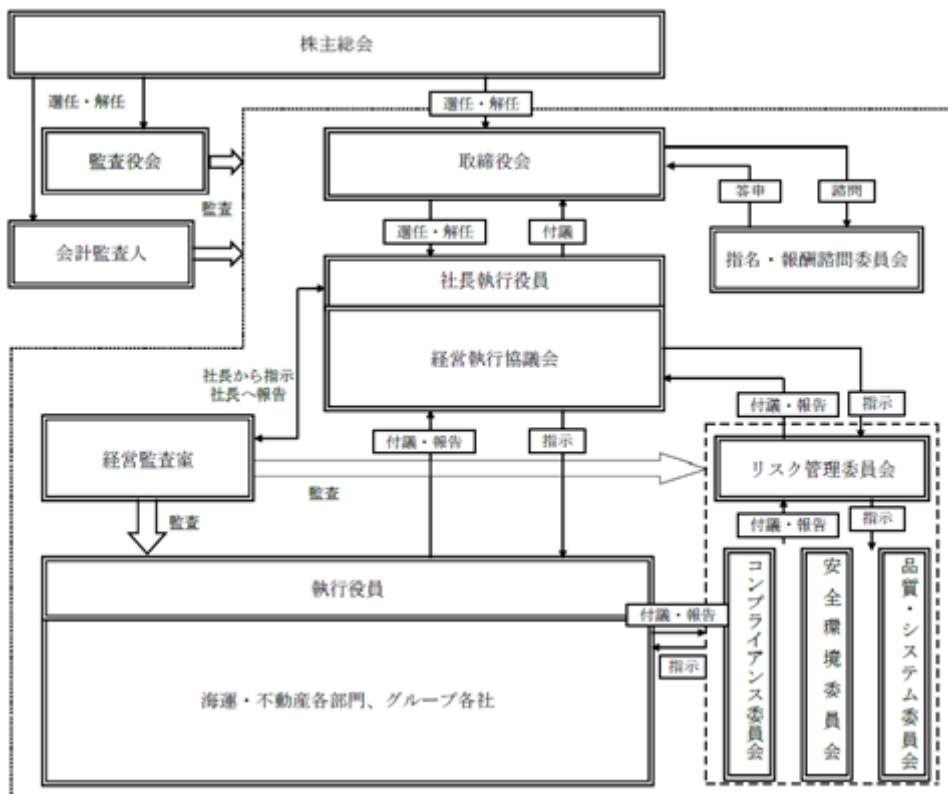
岡田明彦、小園江隆一、神宮知茂、長谷川陽一、吉川貢市、井上徳親、藤村誠一、大谷祐介、佐藤靖男、鮎子田修、竹田篤

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役3名及び代表取締役2名の合計5名により構成され、手続等の客観性・透明性・公正性を高めるために、取締役会の諮問に基づき、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。指名・報酬諮問委員会は、原則として1か月に1回開催しております。

〔議長〕 當舎裕己(代表取締役社長)

岡田明彦(代表取締役)、遠藤茂(社外取締役)、大江啓(社外取締役)、吉田康之(社外取締役)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



<その他の事項>

当社グループにおいては、その業務の適正を確保すべく以下のとおりリスク管理体制をはじめとする内部統制システムを構築しております。

- (ア) 当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行うために設置された「リスク管理委員会」は、その下部機関として主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。
- (イ) 当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」が、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (ウ) 当社グループのシステム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」が、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (エ) 当社グループの取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員に指名されたチーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。
- (オ) 当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画(BCP)を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- (カ) 当社における取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティー基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

- (キ) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社の執行役員を含む使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- (ク) 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画(下記(3)-2. イ.参照)に基づき行われており、その進捗状況は定期的に当社に報告されております。
- (ケ) 当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、且つ役員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- (コ) 監査役への報告に関する体制は以下のとおりです。  
監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。  
常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けております。  
常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を、原則として毎月1回開催される監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。  
当社グループの役員が、社内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある又はその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう内部通報制度を設けております。「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受ける体制をとっております。  
「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」においては、内部通報をした当社グループの役員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。
- (サ) 当社においては、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社に支払いを請求することとしております。
- (シ) 当社においては、常勤監査役は、上記の他、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。さらに、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次、情報交換を行う等、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。
- (ス) 当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭等の要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

#### <責任限定契約>

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。

以上の体制が、企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンスの形態と考えております。

### (3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は、敵対的な企業買収であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような敵対的な企業買収の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記 のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

##### 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

##### ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスカリヤ及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルクキャリアによるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期的な契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング（東京都千代田区内幸町）は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として100年以上の間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっております。



が、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるといふ経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の傭船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご利益の最大化に資するものと考えております。

#### イ. 中期経営計画

当社グループはこの度、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据え、3カ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」(計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「本計画」という)を策定しました。

2017年4月に策定した前中期経営計画「Be Unique and Innovative. 創立125周年(2024年)に向けて」(計画期間：2017年4月～2020年3月、以下「前計画」という)では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、海運業では、オイルタンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努め、また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業を推進するとともに、英国ロンドンのオフィスビルを取得する等、次世代ビジネスへの取組みも加速化させ、海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げます。そして本計画期間中においては、前計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである“IIINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IIINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV)を目指して参りたいと考えております。

本計画において、当社グループは、「共通価値の創造を目指して」をテーマとし、新たな3つの重点強化策として、「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行します。

「グローバル事業の更なる推進」としては、ケミカルタンカーにおける既存の中東航路以外の航路進出に向けての取組み強化やガスキャリア・ドライバルクキャリアにおける海外顧客への営業展開の加速等を図り、更にはグローバル体制を支える組織力の強化を推進します。

「安定収益基盤の更なる盤石化」としては、不動産業において長期的視野での安定収益源となる都心基幹物件の獲得や海外・地方物件への進出に取組むと共に、オイルタンカーやLPGキャリアにおいて定期的な船体整備を実施します。

「サステナビリティへの取組み」としては、社会的価値の創造に向けて、環境負荷低減に資する資産への投資や次世代燃料船への取組み強化、新規ビジネスへの開拓等を推進します。

更に、環境・社会を意識した経営を進めるべくESG・SDGsへの対応を強化し、デジタル基盤を整備し新たな価値を創造すべくデジタルトランスフォーメーションの推進も加速させます。

本計画の詳細については当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

なお、当期における前計画の進捗状況につきましては、本有価証券報告書の「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」をご参照下さい。

コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況につきましては、上記「(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び上記「(2)企業統治の体制」をご参照下さい。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、本方針の導入については同年6月26日開催の当社第128期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時までです。また、2020年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、本有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf)

## 記

### 本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

### 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

#### ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した書面(以下「大規模買付意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

#### イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報が記載された書面(以下「提供情報リスト」といいます。)を発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らし、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を行うとともに、その旨を開示いたします。

#### ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします。)

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

#### 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白である所定の場合に該当するときを除き、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動の決議をすることができないものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

#### 本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、( )当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は( )当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、( )2020年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

#### 4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (4) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

### (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

### (6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

#### 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 0名 ( 役員のうち女性の比率0% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員	當 倉 裕 己	1958年7月20日生	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社ケミカルタンカーグループリーダー 2006年6月 当社海運営業第1グループリーダー 2008年6月 当社企画グループリーダー 2009年12月 当社総務企画グループリーダー 2010年6月 当社取締役執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現)	(注)3	60
代表取締役 専務執行役員	岡 田 明 彦	1959年12月21日生	1983年4月 当社入社 2008年10月 当社経理グループリーダー 2011年6月 当社執行役員財務グループリーダー委嘱 2012年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2018年6月 当社代表取締役専務執行役員 2019年1月 当社代表取締役専務執行役員兼イノホール㈱代表取締役社長(現)	(注)2	28
取締役 常務執行役員	小園江 隆 一	1960年12月22日生	1985年10月 当社入社 2006年6月 当社海運営業第5グループリーダー 2006年8月 当社海運営業第5グループリーダー兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2010年6月 当社海運営業第5グループリーダー兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 2011年6月 当社執行役員海運営業第5グループリーダー委嘱 2013年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員(現)	(注)2	26
取締役 常務執行役員	神 宮 知 茂	1961年2月16日生	1983年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2006年10月 (株)みずほ銀行恵比寿支店長 2008年4月 (株)みずほコーポレート銀行新宿営業部長 2010年4月 同 名古屋営業部長 2011年4月 同 執行役員名古屋営業部長 2012年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員(営業店担当) 2014年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 人事グループ長 2015年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員(営業担当) 2016年5月 当社顧問 2016年6月 当社取締役常務執行役員兼イノマネジメントデー タ㈱代表取締役社長 2019年6月 当社取締役常務執行役員兼イノマネジメントデー タ㈱代表取締役社長兼飯野システム㈱代表取締役社 長(現)	(注)2	19

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	大谷 祐介	1967年9月16日生	1991年4月 当社入社 2010年6月 イイノガストランスポート(株)営業グループリーダー 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー 2014年6月 当社ドバイ駐在員事務所代表 2016年6月 当社総務・企画部長 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長 2018年6月 当社執行役員経営企画部長 2019年6月 当社執行役員ビル事業部担当、不動産開発企画部担当兼イイノエンタープライズ(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役執行役員兼イイノエンタープライズ(株)代表取締役社長(現)	(注2)	12
取締役 (非常勤)	遠藤 茂	1948年10月16日生	1974年4月 外務省入省 2001年4月 同省中東アフリカ局 審議官 2002年2月 同省領事移住部 審議官 2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使兼 在ジュネーブ総領事館総領事 2007年3月 在チュニジア特命全権大使 2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使 2012年10月 外務省退官 2013年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現) 同年同月 日揮(株)社外取締役 2014年4月 外務省参与(現) 2017年12月 2025年国際博覧会誘致特使 2018年6月 (株)ADEKA社外取締役(現) 2019年10月 日揮ホールディングス(株)社外取締役(現)	(注)1 (注)3	-
取締役 (非常勤)	大江 啓	1948年8月9日生	1973年4月 旭化成工業(株)(現旭化成(株))入社 2000年6月 同社医薬営業推進部長 2004年4月 旭化成ファーマ(株)取締役 2006年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社顧問 2010年6月 同社顧問退任 2015年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現)	(注)1 (注)3	13
取締役 (非常勤)	吉田 康之	1947年8月23日生	1971年4月 (株)三菱総合研究所入社 2002年10月 同社参与 2007年10月 (株)日建設計総合研究所入社 上席研究員 2008年1月 同社常務理事上席研究員 2008年6月 (株)タダノ社外取締役(現) 2009年3月 (株)日建設計総合研究所取締役常務理事副所長 2011年3月 同 退任 2019年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現)	(注)1 (注)3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	橋村 義憲	1967年3月19日生	1989年4月 旭硝子(現AGC)(株)入社 1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年9月 橋村公認会計士事務所開設(現) 2004年10月 税理士登録 2016年6月 当社監査役(現)	(注)4	4
監査役 (非常勤)	山田 義雄	1948年5月23日生	1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現) 本谷法律事務所入所 1988年4月 中野・山田法律事務所開設 1989年4月 山田法律事務所開設(現) 2018年6月 当社監査役(非常勤、社外監査役)(現)	(注)1 (注)4	0
監査役 (非常勤)	高橋 洋	1954年9月3日生	1977年4月 日本開発銀行入行 2008年10月 ㈱日本政策投資銀行取締役常務執行役員 2011年6月 同 退任 2011年6月 スカイネットアジア航空㈱代表取締役社長 2017年6月 同 退任 2017年6月 ㈱日本経済研究所代表取締役社長(現) 2017年6月 KNT-CTホールディングス㈱社外取締役(現) 2018年6月 宮交ホールディングス㈱社外取締役(現) 2020年6月 当社監査役(非常勤、社外監査役)(現)	(注)1 (注)4	-
計					166

- (注) 1. 取締役遠藤茂、大江啓及び吉田康之は社外取締役であります。  
また監査役山田義雄及び高橋洋は、社外監査役であります。
2. 当該取締役の任期は2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 当該取締役の任期は2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当該監査役の任期は2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では迅速かつ確かな意思決定を行うとともに、コーポレートガバナンスの体制を強化するため、2004年6月29日より執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役兼務者を除く）は7名であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
三宅雄大	1974年6月24日生	2006年10月 2018年6月	弁護士登録（東京弁護士会） 三宅法律事務所（現） 当社補欠監査役選任（現）	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

#### 社外役員の状況

<社外取締役の員数> : 3名

<社外監査役の員数> : 2名

#### <社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係>

- 社外取締役遠藤茂氏は、日揮ホールディングス株式会社、株式会社ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しておりますが、当社は日揮ホールディングス株式会社及び株式会社ADEKAとの間に人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立性を有していると判断しております。同氏は、長年にわたり外交官としての職務の経験があり、豊富な国際経験と知識等を当社の経営に活かしていただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくため、社外取締役として選任しております。
- 社外取締役大江啓氏は、旭化成ファーマ株式会社の出身者であり、当社と同社との間に人的関係、資本的関係、取引関係又は特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立性を有していると判断しております。なお、同氏は、当社株式を13千4百株保有しております。同氏は企業経営者としての豊富な経験と知識等を生かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮等をしていただくため、社外取締役として選任しております。
- 社外取締役吉田康之氏は、株式会社タダノの社外取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間に人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立性を有していると判断しております。なお、同氏は、当社株式を4千4百株保有しております。同氏はシンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識等を生かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮等をしていただくため、社外取締役として選任しております。
- 社外監査役山田義雄氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を当社の監査に反映していただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社株式5百株保有しております。
- 社外監査役高橋洋氏は、当社の取引先である株式会社日本政策投資銀行の出身者であり、当社と同社との間に資金融資等の取引関係があります。同氏は、金融機関における豊富な経験と知識及び経営者としての豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。

#### <社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割>

社外取締役は利害関係のない中立的な立場から、取締役の職務執行の状況について必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役および執行役員を含む使用人への監視機能を発揮しております。

また、社外監査役は利害関係のない中立的な立場から、取締役および執行役員を含む使用人の職務執行の状況について、必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役への監視機能を発揮しております。

なお、当社は社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員として指定しております。経営陣から独立した中立的な視点から、社外取締役と社外監査役による経営監視体制を整備しております。



< 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準 >

社外取締役及び社外監査役に求められる独立性及び資質に関して以下の「社外役員の独立性及び資質に関する基準」を定めております。

「社外役員の独立性及び資質に関する基準」

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社により一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計・企業法務に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者(注5)
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
  - (a) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
  - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
  - (c) 過去3年間において上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)上記4に関しては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会への出席を通じて、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外取締役は経営企画部担当執行役員より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

一方、社外監査役は取締役会及び監査役会への出席を通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外監査役は常勤監査役より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

社外監査役2名を含む監査役(3名)は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会に出席し、取締役等からその職務執行等の状況を聴取し、また、決裁書類等を閲覧するなど監査業務を遂行し、監査役付1名が監査役監査業務の遂行をサポートしております。常勤監査役については、業務執行の状況を把握するため、経営執行協議会や「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議に出席し、報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。監査役は経営監査室及び会計監査人の独立性を監視しつつ会計監査人と連携し、相互補完し、各々の監査の精度を高めており、定例監査役会を毎月開催し、監査結果を相互に確認し、監査の質を向上させています。

監査役橋村義憲氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当事業年度において当社は監査役会を15回開催しており、同氏は15回出席しております。

社外監査役である堀之内博一氏と山田義雄氏について、堀之内博一氏は金融機関において長年の経験と監査役としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査役会を15回出席しております。山田義雄氏は弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有し、監査役会を15回出席しております。

内部監査の状況

社長執行役員直属の経営監査室(1名)は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 櫻井 紀彰氏

指定有限責任社員 業務執行社員 富永 淳浩氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る2019年度における補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を総合的に勘案したうえで決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の独立性、監査体制、監査の実施状況や品質等に関する情報収集を行い、当社の会計監査人の評価基準に基づき評価を行った結果、監査の方法、結果、監査時間及び監査報酬等を相当と評価しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	40	-
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	40	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGネットワーク・ファーム)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	5	3	2	5
計	5	3	2	5

連結子会社における非監査業務の内容は、会社清算支援業務及び税務申告支援業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、監査内容、監査日数、人員数等を勘案し、監査法人と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積り等を確認し検討した結果、当社の事業規模や事業内容に適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会における決議に基づき、職位に応じた報酬等を支払っております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月29日であり、決議の内容は定款に定める役員の員数において、取締役の報酬限度額として年額5億円以内、監査役の報酬限度額として年額1億200万円以内であります。

当社は取締役会の諮問機関として、取締役の報酬決定に関する手続き等の客観性・透明性・公正性を高めるべく、2019年10月に任意の指名・報酬諮問委員会を設置致しました。同委員会は独立社外取締役3名および代表取締役2名の計5名で構成され、委員長は代表取締役社長が務めており、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬制度における報酬の構成および水準に関する事項について審議のうえ、取締役会に対して答申を行っております。当事業年度において同委員会は4回開催されました。

取締役の報酬については、職位による基本報酬に加え、業績に応じた賞与および業務執行取締役については報酬の一部を役員持株会へ拠出する制度を設けており、株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した取り組みを継続しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	188	169	19	5
監査役(社外監査役を除く)	24	24	-	1
社外役員	39	39	0	5

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
当社では報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
当社では使用人兼務役員はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下の通りと考えております。

- ・純投資目的である投資株式  
専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式としておりますが、当社は純投資目的である投資株式を所有しておりません。
- ・純投資目的以外の目的である投資株式  
取引関係の維持、強化、推進、業界関連情報その他の情報の収集を目的として、純投資目的以外の目的である投資株式を保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

<当社の政策保有に関する方針>

投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の検証、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)の検証を行い、保有することの合理性が認められた株式に限り保有することとしております。

これに対して、経済合理性や保有目的の適切性の検証の結果、保有することの合理性が認められなくなった株式については、適宜縮減する方向で検討を行うこととしております。

<当社の政策保有株式の議決権行使の基準>

議決権行使については、画一的な基準で機械的に賛否を判断するのではなく、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかや、投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかという観点から、総合的な検討を行っております。

なお、著しい経営悪化や重大な企業不祥事があった場合には、反対の議決権行使の検討も含め、慎重に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	35	5,115
非上場株式以外の株式	39	8,319

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	5	中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	1
非上場株式以外の株式	2	3

c. 保有区分、銘柄別の株式数、貸借対照表計上額等の情報等  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
みずほリース(株)	666,000	666,000	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	有
	1,403	1,741		
電源開発(株)	589,780	589,780	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	1,285	1,590		
東ソー(株)	700,150	700,150	内航・近海海運業における取引先であ り、中長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	861	1,205		
日本ゼオン(株)	862,000	862,000	内航・近海海運業における取引先であ り、中長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	702	965		
高砂熱学工業(株)	385,000	385,000	不動産業における取引先であり、安定的 な取引関係を維持するため	有
	639	686		
日産化学(株)	127,200	127,200	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	501	645		
DOWAホールディング ス(株)	115,500	115,500	海運業における取引先として、取引関係 を推進するため	有
	327	420		
中国塗料(株)	350,900	350,900	海運業における取引先であり、安定的な 取引関係を維持するため	有
	308	348		
出光興産(株)	114,000	114,000	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	無
	282	422		
住友不動産(株)	104,000	104,000	不動産業において取引関係を推進するた め及び情報を収集するため	有
	274	477		
東京海上ホールディ ングス(株)	52,500	52,500	損害保険付保等によるリスク管理を行う 上で、安定的な取引関係を維持・強化す るため	無
	260	282		
東京瓦斯(株)	91,298	91,298	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	233	273		
北海道瓦斯(株)	129,600	129,600	内航・近海海運業における取引先であ り、中長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	200	187		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
MS&ADインシュア ランスグループホール ディングス(株)	49,443	49,443	損害保険付保等によるリスク管理を行う 上で、安定的な取引関係を維持・強化す るため	無
	150	167		
(株)静岡銀行	170,000	170,000	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	有
	112	143		
東北電力(株)	100,000	100,000	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	無
	104	141		
三菱瓦斯化学(株)	83,500	83,500	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	98	132		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	236,970	236,970	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	無
	95	130		
住友商事(株)	73,370	73,370	外航海運業における荷主であり、中長期 的な取引関係を維持・強化するため	無
	91	112		
三井住友トラスト ホールディングス(株)	21,230	21,230	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	無
	66	84		
JXTGホールディング ス(株)	158,530	158,530	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	無
	59	80		
(株)めぶきフィナン シャルグループ	265,590	265,590	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	無
	58	75		
(株)池田泉州ホール ディングス	350,020	350,020	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	無
	57	99		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	15,949	15,949	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	無
	42	62		
中越パルプ工業(株)	28,000	28,000	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	39	39		
日本冶金工業(株)	17,230	172,300	海運業における取引先として、取引関係 を推進するため	有
	29	43		
広島ガス(株)	24,000	24,000	海運業における取引先であり、安定的な 取引関係を維持するため	無
	9	8		
双日(株)	32,340	32,340	不動産業における取引先であり、中長期 的な取引関係を維持・強化するため	無
	8	13		



銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
丸三証券(株)	16,677	16,677	金融取引に関する情報収集のため	有
	8	11		
(株)りそなホールディングス	18,749	18,749	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	6	9		
(株)ジャパンエンジンコーポレーション	10,000	10,000	海運業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	無
	4	7		
(株)リンコーコーポレーション	1,000	1,000	海運業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	有
	2	2		
太平洋興発(株)	3,000	3,000	外航海運業における取引関係を強化するため	有
	2	2		
(株)イトーキ	6,100	6,100	不動産業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	有
	2	3		
(株)ササクラ	400	400	海運業における取引先として、取引関係を推進するため	無
	1	1		
(株)名村造船所	1,280	1,280	海運業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	無
	0	0		
(株)商船三井	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため	無
	0	0		
日本郵船(株)	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため	無
	0	0		
川崎汽船(株)	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため	無
	0	0		
ユタカフーズ(株)	-	1,300	売却済	有
	-	2		
日本ピグメント(株)	-	100	売却済	有
	-	0		

(注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

- 2 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の観点から、検証しております。

保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。  
保有目的を変更した投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入して会計基準の内容又はその変更等についての的確な情報を収集するとともに、会計基準設定主体等の行う各種の研修へ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	84,843	89,179
売上原価	1 73,160	1 78,074
売上総利益	11,683	11,105
販売費及び一般管理費	2 6,901	2 7,129
営業利益	4,782	3,976
営業外収益		
受取利息	67	61
受取配当金	1,257	759
持分法による投資利益	-	311
為替差益	378	8
その他	19	17
営業外収益合計	1,721	1,157
営業外費用		
支払利息	1,608	1,463
持分法による投資損失	71	-
その他	123	214
営業外費用合計	1,802	1,678
経常利益	4,701	3,455
特別利益		
固定資産売却益	3 2,155	3 968
投資有価証券売却益	5	1
特別利益合計	2,161	969
特別損失		
減損損失	5 1,146	-
固定資産除却損	4 10	4 20
投資有価証券評価損	411	210
ゴルフ会員権評価損	1	1
子会社清算損	35	-
その他	-	1
特別損失合計	1,605	231
税金等調整前当期純利益	5,257	4,193
法人税、住民税及び事業税	296	287
法人税等調整額	172	127
法人税等合計	467	414
当期純利益	4,790	3,780
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	105	8
親会社株主に帰属する当期純利益	4,685	3,788

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	4,790	3,780
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	636	1,537
繰延ヘッジ損益	975	21
為替換算調整勘定	222	5
持分法適用会社に対する持分相当額	93	330
その他の包括利益合計	1,244	1,841
包括利益	4,814	1,939
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,763	1,944
非支配株主に係る包括利益	52	6

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	7,613	46,576	3,244	64,036
当期変動額					
剰余金の配当			1,058		1,058
親会社株主に帰属する当期純利益			4,685		4,685
自己株式の取得				0	0
持分法適用関連会社の増加に伴う利益剰余金増加高			138		138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,765	0	3,765
当期末残高	13,092	7,613	50,341	3,245	67,801

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	3,976	19	1,092	5,088	113	69,237
当期変動額						
剰余金の配当						1,058
親会社株主に帰属する当期純利益						4,685
自己株式の取得						0
持分法適用関連会社の増加に伴う利益剰余金増加高						138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	636	952	277	39	35	74
当期変動額合計	636	952	277	39	35	3,839
当期末残高	3,341	971	815	5,127	149	73,077

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	7,613	50,341	3,245	67,801
当期変動額					
剰余金の配当			1,587		1,587
親会社株主に帰属する当期純利益			3,788		3,788
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,201	0	2,201
当期末残高	13,092	7,613	52,542	3,245	70,002

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	3,341	971	815	5,127	149	73,077
当期変動額						
剰余金の配当						1,587
親会社株主に帰属する当期純利益						3,788
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,537	247	59	1,843	6	1,850
当期変動額合計	1,537	247	59	1,843	6	351
当期末残高	1,803	725	756	3,283	143	73,428

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 9,829	1 14,211
受取手形及び売掛金	6,535	7,006
貯蔵品	2,622	2,451
商品	80	90
販売用不動産	3	3
繰延及び前払費用	1,810	1,744
未収還付法人税等	224	65
その他	3,266	4,315
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	24,365	29,884
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	4 77,398	4 84,065
建物及び構築物（純額）	4 41,414	4 39,561
土地	4 41,617	4 41,612
リース資産（純額）	6,461	6,202
建設仮勘定	8,216	10,422
その他（純額）	220	194
有形固定資産合計	2 175,326	2 182,056
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他	570	542
無形固定資産合計	579	551
投資その他の資産		
投資有価証券	3, 4 18,998	3, 4 15,762
長期貸付金	208	186
退職給付に係る資産	87	-
繰延税金資産	108	101
その他	3 2,764	3 2,548
投資その他の資産合計	22,165	18,597
固定資産合計	198,070	201,204
資産合計	222,435	231,088



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,376	5,136
短期借入金	4 38,822	4 34,892
未払費用	325	290
未払法人税等	289	219
前受金	2,682	2,873
賞与引当金	325	311
リース債務	1,871	1,907
その他	1,918	1,935
流動負債合計	51,607	47,563
固定負債		
長期借入金	4 79,149	4 91,435
役員退職慰労引当金	63	62
退職給付に係る負債	660	705
特別修繕引当金	2,300	3,025
受入敷金保証金	8,144	8,201
リース債務	4,754	4,471
繰延税金負債	2,434	1,954
その他	248	244
固定負債合計	97,752	110,097
負債合計	149,359	157,660
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	7,613	7,613
利益剰余金	50,341	52,542
自己株式	3,245	3,245
株主資本合計	67,801	70,002
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,341	1,803
繰延ヘッジ損益	971	725
為替換算調整勘定	815	756
その他の包括利益累計額合計	5,127	3,283
非支配株主持分	149	143
純資産合計	73,077	73,428
負債純資産合計	222,435	231,088

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	5,257	4,193
減価償却費	8,918	9,740
減損損失	1,146	-
持分法による投資損益(は益)	71	311
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	54	87
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	46	45
受取利息及び受取配当金	1,324	820
投資有価証券売却損益(は益)	5	1
投資有価証券評価損益(は益)	411	210
支払利息	1,608	1,463
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	2,155	968
売上債権の増減額(は増加)	209	471
たな卸資産の増減額(は増加)	503	161
仕入債務の増減額(は減少)	259	237
その他	375	611
小計	14,368	13,701
利息及び配当金の受取額	2,105	1,037
利息の支払額	1,616	1,475
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	307	184
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>14,549</b>	<b>13,079</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	23,776	17,711
有形及び無形固定資産の売却による収入	4,394	2,225
投資有価証券の取得による支出	1,693	7
投資有価証券の売却による収入	23	8
その他	149	644
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>21,202</b>	<b>14,840</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,490	1,747
長期借入れによる収入	21,091	33,028
長期借入金の返済による支出	20,855	22,690
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	1,057	1,586
非支配株主への配当金の支払額	16	-
リース債務の返済による支出	325	771
セール・アンド・リースバック取引に係る収入	4,498	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,826</b>	<b>6,234</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	117	89
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	710	4,382
現金及び現金同等物の期首残高	10,536	9,826
現金及び現金同等物の期末残高	11,246	14,208

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数58社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため、省略しております。

新規連結子会社IKK HOLDING LTD 他2社については、新設により新たに連結の範囲に含めました。

GEMMA CO., LTD.については、会社を清算したため連結の範囲から除いております。

(2) 子会社のうちIINO UK LTD. 他6社は連結の範囲に含まれておりません。

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社は次の5社であります。

JIPRO SHIPPING S.A.

ALLIED CHEMICAL CARRIERS LLC

TAKARABUNE SHIP MANAGEMENT S.A.

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.

NORTHERN LNG TRANSPORT CO., I LTD.

(2) 持分法を非適用とした非連結子会社及び関連会社

非連結子会社IINO UK LTD. 他6社及び関連会社CENTRAL TANKER S.A. 他1社は、いずれも小規模であり、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、IKK HOLDING LTD他15社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社であるCOASTARINA NAVIGATION S.A. 他3社は、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は9ヶ月となっております。

また連結子会社であるCOBALT BLUE SHIPPING S.A. は、決算日を12月31日から3月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。

これらの変更により連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの

株式：移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

販売用不動産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であり、その他は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(ハ) デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法(一部の船舶については定率法)を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ニ)特別修繕引当金

船舶の定期検査費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

(ハ)ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(二)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

(6) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割基準を採用しております。

(7) 支払利息の処理方法

支払利息については、原則として発生時の費用処理としておりますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で、一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

(8) 消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

（追加情報）

有形固定資産の減損判定を行う上で、新型コロナウイルス感染症の影響は2020年9月までの間は継続するものと仮定し、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に計上された引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入額	77百万円	75百万円
退職給付費用	125	103
特別修繕引当金繰入額	1,187	725

2 販売費及び一般管理費のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	2,702百万円	2,813百万円
賞与引当金繰入額	248	237
退職給付費用	175	268
役員退職慰労引当金繰入額	14	14
業務委託費	1,035	984
減価償却費	153	286
福利厚生費	873	820

3 固定資産売却益のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
船舶	2,127百万円	960百万円
建物等	28	8

4 固定資産除却損のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	10百万円	20百万円

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

名称	用途	種類	減損損失 (百万円)
LODESTAR GENESIS	ケミカル船	船舶	577
CHEMROAD ORCHID	ケミカル船	船舶	570
合計	-	-	1,146

(経緯)

船舶については、現下の低迷した外航海運及び売船市況により収益性の低下が認められた資産について、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループは原則として船舶、賃貸不動産及び遊休資産等については個別物件ごとに、それ以外の資産については、共用資産としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

船舶については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は市場価額等を合理的に見積る方法により算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。



(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	963百万円	2,365百万円
組替調整額	2	209
税効果調整前	961	2,156
税効果額	325	619
その他有価証券評価差額金	636	1,537
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	1,316	623
組替調整額	61	74
資産の取得原価調整額	-	507
税効果調整前	1,255	41
税効果額	280	20
繰延ヘッジ損益	975	21
為替換算調整勘定：		
当期発生額	257	5
組替調整額	35	-
為替換算調整勘定	222	5
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	93	330
組替調整額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	93	330
その他の包括利益合計	24	1,841

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,075,980	-	-	111,075,980

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,267,927	944	-	5,268,871

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加

944株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	529	5	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	529	5	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,058	10	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,075,980	-	-	111,075,980

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,268,871	405	-	5,269,276

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加

405株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,058	10	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	529	5	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	741	7	2020年3月31日	2020年6月26日

( 連結貸借対照表関係 )

1 現金及び預金

現金及び預金のうち約52億円は、決算日を12月31日とする連結子会社2社における固定資産の取得に伴い2020年3月に支出しております。これらの取得資産は翌第1四半期連結会計期間において有形固定資産として計上する予定です。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
	90,686百万円	97,739百万円

3 非連結子会社及び関連会社に対するもの

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
投資有価証券(株式)	2,110百万円	1,760百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(2,038)	(1,689)
その他(出資金)	878	844
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(878)	(844)

4 担保に供した資産

下記資産(イ)は下記債務(ロ)の担保に供しております。

(イ)担保に供した資産

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
船舶	67,787百万円	75,921百万円
建物	38,971	37,219
土地	30,040	30,040
投資有価証券	4,648	3,799
計	141,446	146,979

(ロ)担保権設定の原因となっている債務

	前連結会計年度 ( 2019年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )
短期借入金	19,401百万円	17,744百万円
( 1年内返済予定の長期借入金)	(19,401)	(17,744)
長期借入金	68,512	79,514
計	87,913	97,258

5 偶発債務

前連結会計年度(2019年3月31日)

(1) 保証債務

JIPRO SHIPPING S.A.	設備資金	800百万円
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	559
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	"	554
合計		1,912

複数の保証人のいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(1) 保証債務

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	設備資金	502百万円
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	"	333
JIPRO SHIPPING S.A.	"	151
合計		986

複数の保証人のいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	9,829百万円	14,211百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3	3
現金及び現金同等物	9,826	14,208

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	6,461百万円	6,202百万円

(リース取引関係)

(借主側)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
リース資産の内容  
有形固定資産  
主として船舶であります。  
リース資産の減価償却の方法  
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	4,234	5,800
1年超	17,092	15,052
合計	21,326	20,853

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	4,740	6,413
1年超	24,765	27,574
合計	29,506	33,987

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針です。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部のものについては、個別契約毎にデリバティブ取引(通貨スワップ、為替予約)等を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2参照。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(*1)(百万円)	時価(*1)(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	9,829	9,829	-
(2)受取手形及び売掛金	6,535	6,535	-
(3)投資有価証券	10,725	10,725	-
(4)買掛金	(5,376)	(5,376)	-
(5)短期借入金(*2)	(16,688)	(16,688)	-
(6)長期借入金(*2)	(101,282)	(103,258)	1,975
(7)デリバティブ取引	1,077	1,077	-

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(*1)(百万円)	時価(*1)(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	14,211	14,211	-
(2)受取手形及び売掛金	7,006	7,006	-
(3)投資有価証券	8,420	8,420	-
(4)買掛金	(5,136)	(5,136)	-
(5)短期借入金(*2)	(14,934)	(14,934)	-
(6)長期借入金(*2)	(111,393)	(113,150)	1,757
(7)デリバティブ取引	1,100	1,100	-

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	8,273	7,342
受入敷金保証金	8,144	8,201

非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、受入敷金保証金は市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため時価評価の対象には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	9,829	
受取手形及び売掛金	6,535	

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	14,211	
受取手形及び売掛金	7,006	

(注4) 短期借入金、長期借入金の返済予定額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	16,688	-	-	-	-	-
長期借入金	22,134	12,402	10,858	10,746	10,076	35,067
合計	38,822	12,402	10,858	10,746	10,076	35,067

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	14,934	-	-	-	-	-
長期借入金	19,958	10,900	9,959	9,318	8,581	52,677
合計	34,892	10,900	9,959	9,318	8,581	52,677

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	8,770	3,411	5,359
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	8,770	3,411	5,359
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,955	2,517	562
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	1,955	2,517	562
合計		10,725	5,929	4,797

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 6,163百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	6,479	2,993	3,486
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	6,479	2,993	3,486
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,941	2,727	787
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	1,941	2,727	787
合計		8,420	5,720	2,699

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 5,582百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	7	5	
(2) 債券			
(3) その他			
小計	7	5	

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	2	1	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	2	1	-

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について210百万円(その他有価証券の株式210百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則処理	為替予約取引 買建 ドル	未払船価 (予定取引)	26,781	17,084	1,172
合計			26,781	17,084	1,172

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則処理	為替予約取引 買建 ドル	未払船価 (予定取引)	24,773	12,733	1,209
合計			24,773	12,733	1,209

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	6,907	5,874	95
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	19,231	15,265	1
	変動受取・固定支払				
合計			26,139	21,139	95

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	12,068	11,228	109
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	25,804	21,847	1
	変動受取・固定支払				
合計			37,872	33,075	109

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、当社は規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度及び当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期首残高(純額)	472百万円	573百万円
退職給付費用	300	371
退職給付の支払額	100	84
制度への拠出額	100	154
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期末残高(純額)	573	705

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,165百万円	2,233百万円
年金資産	1,908	1,870
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257	363
非積立型制度の退職給付債務	316	342
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	316	342
退職給付に係る負債	573	705
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	573	705

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 300百万円 当連結会計年度 371百万円

( 税効果会計関係 )

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注)2	6,979百万円	6,232百万円
退職給付に係る負債	202	241
減損損失	49	49
建替関連損失	9	9
固定資産未実現利益	229	229
役員退職慰労引当金	21	21
賞与引当金	100	97
特別修繕引当金	663	832
繰延ヘッジ損益	28	33
その他	373	390
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>8,654</b>	<b>8,132</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	6,969	6,232
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,222	1,425
<b>評価性引当額小計(注)1</b>	<b>8,191</b>	<b>7,658</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>463</b>	<b>474</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	1,398	795
繰延ヘッジ損益	488	507
固定資産圧縮積立金	70	66
その他	832	958
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>2,788</b>	<b>2,327</b>
<b>繰延税金資産(負債)の純額</b>	<b>2,326</b>	<b>1,853</b>

(注)1. 評価性引当額が533百万円減少しております。この減少の主な内容は、親会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	1,515	1,387	751	350	-	2,975	6,979
評価性引当額	1,515	1,387	751	350	-	2,966	6,969
繰延税金資産	-	-	-	-	-	9	9

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	1,401	758	354	-	108	3,611	6,232
評価性引当額	1,401	758	354	-	108	3,611	6,232
繰延税金資産	-	-	-	-	0	-	0

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注) 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	108	101
固定負債 - 繰延税金負債	2,434	1,954

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	29.6%	29.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.7	0.7
評価性引当額の増減	35.9	22.5
特定外国子会社に係る課税対象金額	8.9	10.5
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	43.2	37.1
連結子会社の適用税率差異	1.5	11.0
連結子会社清算による影響	21.5	-
その他	0.2	4.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9	9.9



(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,809百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	79,261	7,629	71,632	166,806

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は開発開始物件の除外および償却の進行によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

4. 当連結会計年度において、開発中の賃貸不動産(連結貸借対照表計上額8,905百万円)は、開発の初期段階にあり時価を把握することが極めて困難なため、上記表には含めておりません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,328百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	71,632	7,440	79,073	187,766

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は開発中物件の開発進行による追加によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業と不動産業を軸に事業活動を展開しており、更に海運業は外航海運業と内航・近海海運業の2つの事業活動を展開しております。

当社グループの事業活動は、経済的特徴を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「外航海運業」、「内航・近海海運業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしております。

「外航海運業」は、全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。「内航・近海海運業」は、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。「不動産業」は、国内の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸 表計上額
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	65,296	8,975	10,572	84,843	-	84,843
セグメント間の内部売上高 又は振替高	424	451	97	125	125	-
計	64,873	9,427	10,669	84,968	125	84,843
セグメント利益	583	926	3,273	4,782	-	4,782
セグメント資産	102,882	11,362	87,615	201,859	20,576	222,435
その他の項目						
減価償却費	6,205	642	2,070	8,918	-	8,918
持分法適用会社への投資額	2,038	-	-	2,038	-	2,038
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,598	290	2,839	23,727	33	23,760

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸 表計上額
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	68,891	8,717	11,571	89,179	-	89,179
セグメント間の内部売上高 又は振替高	501	527	96	123	123	-
計	68,391	9,244	11,667	89,302	123	89,179
セグメント利益	651	570	2,755	3,976	-	3,976
セグメント資産	112,844	10,254	90,059	213,157	17,931	231,088
その他の項目						
減価償却費	7,165	583	1,992	9,740	-	9,740
持分法適用会社への投資額	2,530	-	-	2,530	-	2,530
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,144	1,977	274	17,395	15	17,410

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

売上高	
報告セグメント計	84,968
セグメント間取引消去	125
連結財務諸表の売上高	84,843

(単位:百万円)

資産	
報告セグメント計	201,859
セグメント間債権の相殺消去	1,361
全社資産(注)	21,937
連結財務諸表の資産合計	222,435

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現預金)及び長期投資資金(投資有価証券)であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	8,918	-	8,918
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23,727	33	23,760

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

売上高	
報告セグメント計	89,302
セグメント間取引消去	123
連結財務諸表の売上高	89,179

(単位:百万円)

資産	
報告セグメント計	213,157
セグメント間債権の相殺消去	3,354
全社資産(注)	21,285
連結財務諸表の資産合計	231,088

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現預金)及び長期投資資金(投資有価証券)であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	9,740	-	9,740
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	17,395	15	17,410

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	65,296	8,975	10,572	84,843

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
25,164	14,260	45,419	84,843

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	68,891	8,717	11,571	89,179

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
28,487	14,397	46,295	89,179

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外航海運業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する船舶について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度においては「外航海運業」で1,146百万円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	800		
関連会社	MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	559		

(注) 1 上記取引金額には消費税等は含んでおりません。

(注) 2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

JIPRO SHIPPING S.A.及びMARTIN ISLAND SHIPPING S.A.に対する債務保証は設備の購入資金としての融資に対して保証したものです。なお、担保は受け入れていません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	151		
関連会社	MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	502		

(注) 1 上記取引金額には消費税等は含んでおりません。

(注) 2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

JIPRO SHIPPING S.A.及びMARTIN ISLAND SHIPPING S.A.に対する債務保証は設備の購入資金としての融資に対して保証したものです。なお、担保は受け入れていません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	689.25円	692.63円
1株当たり当期純利益	44.28円	35.80円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 算定上の基礎は以下の通りであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 2019年3月31日	当連結会計年度 2020年3月31日
連結貸借対照表上の 純資産の部の合計額 (百万円)	73,077	73,428
普通株式に係る純資産額 (百万円)	72,928	73,285
差額の主な内訳 非支配株主持分 (百万円)	149	143
普通株式の発行済株式数 (千株)	111,076	111,076
普通株式の自己株式数 (千株)	5,269	5,269
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 (千株)	105,807	105,806

2 1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	4,685	3,788
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益金額 (百万円)	4,685	3,788
普通株式の期中平均株式数 (千株)	105,808	105,807

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,688	14,934	0.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	22,134	19,958	0.9	
1年以内に返済予定のリース債務	1,871	1,907	2.9	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	79,149	91,435	0.7	2021年5月 ~2031年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,754	4,471	0.9	2021年4月 ~2022年10月
合計	124,596	132,705		

(注) 1 「平均利率」については借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。又、金利スワップを行っている借入金についてはスワップ前の金利を対象としております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,900	9,959	9,318	8,581
リース債務	510	3		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	23,008	44,949	66,744	89,179
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	146	644	2,398	4,193
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	302	399	2,053	3,788
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.85	3.77	19.41	35.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	2.85	6.63	15.63	16.39

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>海運業収益</b>		
貨物運賃	43,502	47,560
貸船料	19,843	20,395
その他海運業収益	118	87
<b>海運業収益合計</b>	<b>63,462</b>	<b>68,042</b>
<b>海運業費用</b>		
<b>運航費</b>		
貨物費	1,514	1,586
燃料費	11,793	13,529
港費	5,480	5,836
その他運航費	512	786
<b>運航費合計</b>	<b>19,300</b>	<b>21,737</b>
<b>船費</b>		
船員費	256	236
船舶修繕費	82	70
船舶減価償却費	289	694
その他船費	264	254
<b>船費合計</b>	<b>728</b>	<b>1,254</b>
借船料	1 40,674	1 40,616
その他海運業費用	1,058	1,193
<b>海運業費用合計</b>	<b>61,760</b>	<b>64,800</b>
<b>海運業利益</b>	<b>1,702</b>	<b>3,242</b>
<b>不動産業収益</b>		
不動産賃貸収入	9,291	9,256
<b>不動産業収益合計</b>	<b>9,291</b>	<b>9,256</b>
<b>不動産業費用</b>		
不動産賃貸原価	5,263	5,843
<b>不動産業費用合計</b>	<b>5,263</b>	<b>5,843</b>
<b>不動産業利益</b>	<b>4,028</b>	<b>3,413</b>
<b>営業総利益</b>	<b>5,730</b>	<b>6,655</b>
販売費及び一般管理費	2 4,173	2 4,249
<b>営業利益</b>	<b>1,558</b>	<b>2,406</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	266	184
受取配当金	3,398	1,311
投資事業組合運用益	-	142
為替差益	374	-
その他	181	177
営業外収益合計	3,420	3,183
営業外費用		
支払利息	709	666
投資事業組合運用損	252	-
関係会社債権放棄損	-	111
為替差損	-	80
その他	231	186
営業外費用合計	4,192	4,142
経常利益	4,586	3,177
特別利益		
固定資産売却益	5,154	-
投資有価証券売却益	4	1
特別利益合計	1,538	1
特別損失		
固定資産除却損	610	620
関係会社株式評価損	6	0
貸倒引当金繰入額	1,151	-
ゴルフ会員権評価損	1	1
投資有価証券評価損	411	210
その他	-	0
特別損失合計	1,580	231
税引前当期純利益	4,544	2,947
法人税、住民税及び事業税	6	10
法人税等調整額	4	4
法人税等合計	2	7
当期純利益	4,541	2,940

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	89	11,000	23,507	35,721
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						10		10	-
剰余金の配当								1,058	1,058
当期純利益								4,541	4,541
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	10	-	3,493	3,483
当期末残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	79	11,000	27,000	39,204

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,244	53,181	3,931	466	3,465	56,646
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		1,058				1,058
当期純利益		4,541				4,541
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			639	1,193	555	555
当期変動額合計	0	3,483	639	1,193	555	4,037
当期末残高	3,245	56,664	3,292	727	4,020	60,684

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	79	11,000	27,000	39,204
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						10		10	-
剰余金の配当								1,587	1,587
当期純利益								2,940	2,940
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	10	-	1,363	1,353
当期末残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	69	11,000	28,363	40,557

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,245	56,664	3,292	727	4,020	60,684
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		1,587				1,587
当期純利益		2,940				2,940
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,520	435	1,955	1,955
当期変動額合計	0	1,353	1,520	435	1,955	602
当期末残高	3,245	58,017	1,772	293	2,065	60,082

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,875	2,782
海運業未収金	4,617	4,976
不動産事業未収入金	242	690
関係会社短期貸付金	11,562	12,111
短期貸付金	1	1
立替金	455	668
販売用不動産	3	3
貯蔵品	2,082	1,881
繰延及び前払費用	1,099	1,038
代理店債権	1,326	1,575
未収還付法人税等	224	176
リース債権	1,390	1,957
その他	1,031	1,318
流動資産合計	27,907	28,175
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
船舶	22,521	32,043
減価償却累計額	11,363	12,057
船舶（純額）	11,159	19,986
建物	59,033	59,037
減価償却累計額	18,499	20,307
建物（純額）	40,534	38,731
構築物	848	848
減価償却累計額	217	236
構築物（純額）	630	612
機械及び装置	415	415
減価償却累計額	289	316
機械及び装置（純額）	126	100
器具及び備品	464	469
減価償却累計額	398	412
器具及び備品（純額）	66	57
土地	34,639	34,639
建設仮勘定	7,929	7,563
有形固定資産合計	95,083	101,687
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	213	179
電話加入権	4	4
その他	0	0
無形固定資産合計	217	184

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 16,297	1 13,434
関係会社株式	4,516	1 7,921
出資金	19	18
関係会社出資金	878	883
長期貸付金	1	-
関係会社長期貸付金	4,696	3,924
長期前払費用	364	342
前払年金費用	87	-
リース債権	1 1,670	1 306
その他	1,254	562
貸倒引当金	1,163	-
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>28,619</b>	<b>27,390</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>123,919</b>	<b>129,260</b>
<b>資産合計</b>	<b>151,825</b>	<b>157,436</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
海運業未払金	3,406	3,379
不動産事業未払金	300	454
短期借入金	17,314	17,514
1年内返済予定の長期借入金	1 9,867	1 7,958
未払金	189	66
未払費用	176	153
未払法人税等	74	60
前受金	2,496	2,755
賞与引当金	251	236
預り金	784	1,231
その他	74	39
<b>流動負債合計</b>	<b>34,930</b>	<b>33,844</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 45,990	1 53,904
退職給付引当金	175	207
特別修繕引当金	49	119
繰延税金負債	1,773	983
受入敷金保証金	8,130	8,187
その他	95	109
<b>固定負債合計</b>	<b>56,212</b>	<b>63,509</b>
<b>負債合計</b>	<b>91,142</b>	<b>97,354</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金		
資本準備金	6,233	6,233
その他資本剰余金	1,380	1,380
資本剰余金合計	7,613	7,613
利益剰余金		
利益準備金	1,125	1,125
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	79	69
別途積立金	11,000	11,000
繰越利益剰余金	27,000	28,363
利益剰余金合計	39,204	40,557
自己株式	3,245	3,245
株主資本合計	56,664	58,017
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,292	1,772
繰延ヘッジ損益	727	293
評価・換算差額等合計	4,020	2,065
純資産合計	60,684	60,082
負債純資産合計	151,825	157,436



【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの

株式：移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(販売用不動産)

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(貯蔵品)

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産)(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(無形固定資産)(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(リース資産)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 5 引当金の計上基準

### (貸倒引当金)

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (賞与引当金)

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (退職給付引当金)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (特別修繕引当金)

船舶の定期検査費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

## 6 海運業収益及び海運業費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割基準を採用しております。

## 7 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

有形固定資産の減損判定を行う上で、新型コロナウイルス感染症の影響は2020年9月までの間は継続するものと仮定し、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る営業費用

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
借船料	25,301百万円	26,464百万円

2 販売費及び一般管理費の表示

販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は軽微であります。

なお、主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(1) 役員報酬	250百万円	251百万円
(2) 従業員給与	541	564
(3) 賞与引当金繰入額	173	161
(4) 退職給付費用	141	225
(5) 業務委託費	1,481	1,405
(6) 減価償却費	121	119
(7) 福利厚生費	431	455

3 関係会社に係る営業外収益

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	1,483百万円	424百万円
上記以外の営業外収益の合計	431	489

4 関係会社に係る営業外費用

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社債権放棄損	- 百万円	111百万円

5 固定資産売却益のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
船舶	1,506百万円	- 百万円
建物等	28	-

6 固定資産除却損のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	10百万円	20百万円

(貸借対照表関係)

1 担保に供した資産

下記資産(イ)は下記債務(ロ)の担保に供しております。

(イ) 担保に供した資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
船舶	10,983百万円	19,782百万円
建物	38,851	37,107
土地	22,132	22,132
投資有価証券	4,648	2,507
関係会社株式	-	2,092
リース債権	415	356
計	77,030	83,976

(ロ) 担保権設定の原因となっている債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	7,326百万円	5,536百万円
長期借入金	36,056	41,207
計	43,382	46,743

3 偶発債務

前事業年度(2019年3月31日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
METHANE NAVIGATION S.A.	設備資金	6,610百万円
LPG DAWN PANAMA S.A.	"	5,361
SPICA SHIPHOLDING CO.,LTD.	"	4,180
PERSEUS TANKERS S.A.	"	4,014
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	"	3,758
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	"	3,637
CASSIOPEA TANKERS S.A.	"	3,148
LPG LOTUS PANAMA S.A.	"	2,800
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	"	2,660
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	"	2,472
RED SEA MARINE S.A.	"	1,758
CHEMROAD WING NAVIGATION S.A.	"	1,254
イイノガストランスポート株式会社	"	1,143
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	"	1,079
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	"	914
JIPRO SHIPPING S.A.	"	800
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	559
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	"	554
イイノエンタープライズ株式会社	"	330
SERPENT'S MOUTH CARRIERS S.A.	"	150
ROSEATE VOYAGE S.A.	"	125
合計		47,306

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
METHANE NAVIGATION S.A.	設備資金	5,687百万円
LPG DAWN PANAMA S.A.	"	4,914
SPICA SHIPHOLDING CO.,LTD.	"	3,888
PERSEUS TANKERS S.A.	"	3,728
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	"	3,415
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	"	3,274
CASSIOPEA TANKERS S.A.	"	3,192
イノガストラנסポート株式会社	"	3,136
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	"	2,689
KP LINES S.A.	"	2,639
LPG LOTUS PANAMA S.A.	"	2,450
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	"	2,065
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	"	1,689
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	"	1,674
GREEN ISLAND SEA SHIPPING S.A.	"	1,398
RED SEA MARINE S.A.	"	1,287
EL DORADO CARRIERS S.A.	"	938
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	502
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	"	333
イノエンタープライズ株式会社	"	310
JIPRO SHIPPING S.A.	"	151
SERPENT'S MOUTH CARRIERS S.A.	"	40
合計		49,399

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,823百万円、関連会社株式2,098百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,418百万円、関連会社株式2,098百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	347百万円	- 百万円
建替関連損失	9	9
投資有価証券評価損	197	267
子会社株式評価損	694	703
賞与引当金	75	71
税務上の繰越欠損金	6,965	6,226
繰延ヘッジ損益	28	33
その他	152	144
繰延税金資産小計	8,467	7,453
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	6,965	6,226
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,502	1,227
評価性引当額小計	8,467	7,453
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	33	30
その他有価証券評価差額金	1,390	780
繰延ヘッジ損益	349	173
繰延税金負債合計	1,773	983
繰延税金負債の純額	1,773	983

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	29.6%	29.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.9	6.8
評価性引当額の増減	26.2	15.9
特定外国子会社等に係る課税対象金額	10.3	15.0
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	50.0	52.8
その他	0.4	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	0.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目		金額(百万円)
			(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
海運業収益	外航	運賃	47,560
		貸船料	20,395
		計	67,955
	内航	運賃	-
		貸船料	-
		計	-
	他船取扱手数料		32
	その他		55
合計		68,042	
海運業費用	外航	運航費	21,737
		船費	1,254
		借船料	40,616
		計	63,607
	内航	運航費	-
		船費	-
		借船料	-
		計	-
その他		1,193	
合計		64,800	
海運業利益		3,242	



【有価証券明細表】  
【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	みずほリース(株)	666,000	1,403
		電源開発(株)	589,780	1,285
		トーア再保険(株)	1,476,000	956
		東ソー(株)	700,150	861
		Northern LNG Transport Co., LTD.	7,400,092	796
		日本ゼオン(株)	862,000	702
		高砂熱学工業(株)	385,000	639
		Peninsula LNG Transport No.4 LTD.	2,868,671	630
		日本土地建物(株)	24,000	624
		日産化学工業(株)	127,200	501
		全農グリーンリソース(株)	8,000	480
		DOWAホールディングス(株)	115,500	327
		中国塗料(株)	350,900	308
		出光興産(株)	114,000	282
		住友不動産(株)	104,000	274
		東京海上ホールディングス(株)	52,500	260
		東京瓦斯(株)	91,298	233
		日本アラビアメタノール(株)	15,000	225
		北海道瓦斯(株)	129,600	200
		MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	49,443	150
		J A 三井リース(株)	63,000	149
		J5 Nakilat No.3 LTD.	1,291,200	141
		J5 Nakilat No.1 LTD.	1,281,600	139
		J5 Nakilat No.7 LTD.	1,248,000	136
		J5 Nakilat No.6 LTD.	1,238,400	135
		J5 Nakilat No.4 LTD.	1,233,600	134
		J5 Nakilat No.8 LTD.	1,219,200	133
		J5 Nakilat No.2 LTD.	1,214,400	132
J5 Nakilat No.5 LTD.	1,204,800	131		
(株)静岡銀行 他44社	2,233,665	1,066		
計		28,356,999	13,434	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	22,521	9,521	-	32,043	12,057	694	19,986
建物	59,033	137	133	59,037	20,307	1,921	38,731
構築物	848	-	-	848	236	19	612
機械及び装置	415	-	-	415	316	27	100
器具及び備品	464	5	-	469	412	14	57
土地	34,639	-	-	34,639	-	-	34,639
建設仮勘定	7,929	2,409	2,775	7,563	-	-	7,563
有形固定資産計	125,849	12,073	2,908	135,014	33,327	2,674	101,687
無形固定資産							
ソフトウェア	1,796	31	-	1,827	1,647	64	179
電話加入権	4	-	-	4	-	-	4
その他	2	-	-	2	1	0	0
無形固定資産計	1,802	31	-	1,832	1,649	65	184
長期前払費用	481	6	-	487	145	24	342

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

船舶	取得	9,521百万円
建設仮勘定	船舶、不動産	2,409百万円

2 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

建設仮勘定	船舶	2,775百万円
-------	----	----------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,163	-	1,163	-
賞与引当金	251	236	251	236
特別修繕引当金	49	70	-	119
退職給付引当金	175	211	180	207
前払年金費用 ( は資産)	87	-	87	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取及び買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 <a href="https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/publicnotice.html">https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/publicnotice.html</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第128期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月26日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出

#### (3) 発行登録書

2019年6月26日発行登録書(新株予約権証券)及びその添付書類を関東財務局に提出。

2019年10月16日発行登録書(社債)及びその添付書類を関東財務局に提出。

#### (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2019年7月2日関東財務局に提出

事業年度 第128期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書である。

2019年9月3日関東財務局長に提出

事業年度 第128期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書である。

#### (5) 四半期報告書及び確認書

(第129期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

(第129期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出

(第129期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日関東財務局長に提出

#### (6) 臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書である。

2020年2月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規程に基づく臨時報告書である。

#### (7) 訂正発行登録書

2019年6月28日関東財務局長に提出

2019年6月26日提出の発行登録書(新株予約権証券)に係る訂正発行登録書である。

2019年7月2日関東財務局長に提出

2019年6月26日提出の発行登録書(新株予約権証券)に係る訂正発行登録書である。

2019年9月3日関東財務局長に提出

2019年6月26日提出の発行登録書(新株予約権証券)に係る訂正発行登録書である。

2020年2月27日関東財務局長に提出

2019年10月16日提出の発行登録書(社債)に係る訂正発行登録書である。

2020年2月27日関東財務局長に提出

2019年6月26日提出の発行登録書(新株予約権)に係る訂正発行登録書である。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

**独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書**

2020年6月25日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富永淳浩

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、飯野海運株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、飯野海運株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富永淳浩

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第129期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。